

白

やまなし

風の国



特集

移住・交流によるまちづくり

巻頭随想

市町村リレー
まちづくり夢づくり

合併コーナー

苦言提言

がんばっつていま〜す。

電子自治体コーナー

3

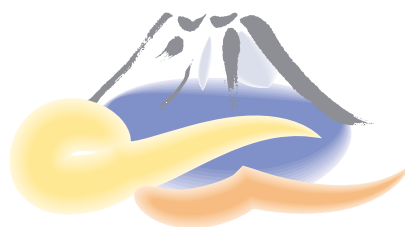
Vol.25
March
2009



身延町立図書館

図書館キャラクター
ぶっくん

シリーズ ま・ち・自・慢 身延町



Minobu Town

～図書館では珍しい「地域資料デジタル化事業」～



日蓮宗総本山身延山久遠寺で知られる身延町は、古くから歴史や文化、交通の要所でした。寺社建築には欠かせない宮大工の技は、下山大工という集団によって全国に伝えられ、その名も広く知れ渡ったのですが、残念ながら当時を知ることのできるものは度重なる火災でわずかに残っているだけです。そんな下山大工資料が5年程前大量に発見されたことをきっかけに、現物で保存できない資料を画像で保存・閲覧可能にするためのデジタル化を開始しました。書籍約40点と画像資料約500点を現在「下山大工資料」として所蔵しています。

また、身延町は「木食戒」という修行を続けながら日本各地を歩き、93歳で没するまで千体を超える「微笑仏」を遺した木喰上人誕生の地でもあります。生誕290年にあ



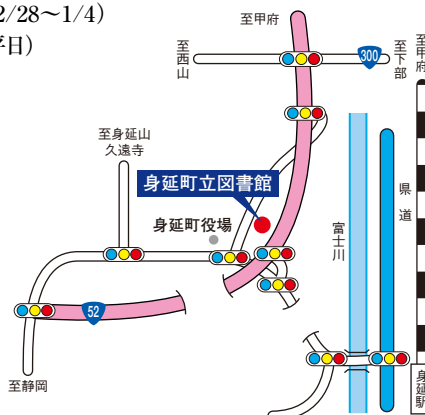
開館時間

火曜日・水曜日・土曜日・日曜日
…………… 午前9時30分～午後5時
木曜日・金曜日… 午前9時30分～午後7時
祝 日…………… 午前9時30分～午後5時

休館日

月曜日、祝日の翌日、年末年始(12/28～1/4)
月末整理日(土、日を除く月末の平日)
特別整理期間

たる昨年、当館所蔵の「木喰上人資料」約100点が、更に「身延人物博物館」が本年新たに加わりました。図書館のホームページ「地域資料」を是非一度覗いてみてください！



お問い合わせ先

身延町立図書館
〒409-2523
山梨県南巨摩郡身延町波木井407
TEL: 0556-62-2141 / FAX: 0556-62-3343
URL: <http://www3.town.minobu.lg.jp/lib/>

白・沼の風

Content

やまなし

まち自慢	身延町	
巻頭随想	歴史と文化に育まれたまち 市川三郷町長 久保 眞一	02
市町村リレー	甲州市	04
苦言提言	産学官連携で地域の活性化を! 山梨大学副学長 佐野 太	08
特集 「移住・交流によるまちづくり」		09
特集1 二地域居住の促進によるまちづくり		10
特集2 空き家バンク制度の推進と制度確立		13
特集3 「移住・交流によるまちづくり」		19
特集4 富士河口湖町「定住促進(支援)事業等の取り組み」		24
自治 Q & A		27
合併コーナー	～人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府市～ 甲府市企画部地域政策室	30
がんばっていま～す。		32
電子自治体コーナー		34
市町村振興協会たより		36
はつらつ!!市町村職員		
編集後記		
Yamanashi JICHI no KAZE Vol.25 March.2009		



■表紙写真 高根の鯉のぼり

北杜市高根町の道の駅「南きよさと」周辺では地域住民でつくる「長沢鯉のぼり祭り実行委員会」により施設周辺の谷間に飾り付けられた約450匹のこいのぼりが県内外からの観光客の目を惹きつけます。
5月5日のこどもの日には「鯉のぼり祭り」が実施され周辺の田んぼでは子どもたちによるどろんこ競争などが行われます。

【北杜市提供】



大石 智久さん
Toshihisa Ooishi
(韮崎市商工観光課観光担当)

さて韮崎市は、今年の10月、市制施行55周年を迎えます。「55」→「GO・GO」→「いけいけ」の語呂合わせのごとく、今年の観光関連事業は「いけいけ」の精神で、市民や観光客の皆様にとつてより楽しく、さらに「観る」から「触れる・参加する」といった体験型観光にシフトさせ、お互いが夢と感動を共有し、人々が集う交流のあるまちづくりを目指していきたくと考えています。

先人から引き継いだ豊かな自然を愛し、後世に伝えるため、350人の参加者との協働で実施した「甘利山レンゲツツジ保全&クリーン大作戦」・・・など、観光担当に異動したばかりの私にとつて、韮崎市の観光のポテンシャルを活用した、新たな取り組みにチャレンジした1年でした。

「GO! GO! GO!」
「GO! GO! GO!」
「GO! GO! GO!」

時の人

TOKI no HITO Man & Woman

—美しく、人・地域が輝く
未来へのものがたり—

巻頭

随想

市川三郷町長 久保 眞一

歴史と文化に育まれたまち

[ZUISOU] 25
YAMANASHI
JICHI no KAZE 2009

市川三郷町は、平成十七年十月一日に三珠町・市川大門町・六郷町が合併して誕生しました。人口一万八千三百五十人、総面積七十五平方キロメートル。甲府盆地の最南端に位置し、赤石山脈を源流とする釜無川と秩父山系を源流とする笛吹川が合流し富士川となる左岸に広がる町です。この富士川は、山形県の最上川、熊本県の球磨川とともに日本三大急流の一つであります。

市川三郷町には小高い丘、丘陵が幾つかあります。曾根丘陵は山梨県の古代文化の発祥の地といわれ、狐塚古墳や大塚古墳などの前方後円墳が集中して見られます。狐塚古墳から出土の副葬品は我が国の貴重な考古資料となっております。中でも鏡二面の中の一つは内行花文鏡、もう一つは四神四獣鏡です。平塩の岡には市川和紙の発祥の歴史があります。天台百坊と言われた寺々が甍を連ねていた千年前、平安時代の中期十四世紀、京都の南禅寺の僧、義堂周信は平塩の寺へ帰る仲間の僧に「甲陽(山梨県)の爾紙は玉のよう

に雲より美しい、あなたが国へ帰ってその紙に得意の詩を揮毫するかと思うと実に羨ましい」とそんな手紙を送っています。その頃の高野山文書にも、市川和紙は美人の素肌のように美しいという喩えで「肌好(はだよし)」と褒められていたほどです。この後も徳川幕府の誇り高い御用紙「肌吉紙」として世襲の肌吉衆によつて漉き継がれてきた歴史があり、時代を経てその名声が伝える気概は、今もなお手漉き唄となつて伝えられています。

江戸中期の明和二年には幕府直轄の甲斐の国、市川代官所として陣屋が置かれ、二十五代にわたる代官が管内二百四十七カ村、七万五千石を治めていた歴史もあり、現在でも御陣屋の名で残っています。

また市川の花火の歴史は市川和紙と深いつながりがあります。十二世紀初め甲斐源氏の祖、新羅三郎義光の子、義清が甲斐国に下司として赴任した際、京都から従ってきた家臣の紙工、甚左衛門の恩徳を追慕し神明社に祀りました。それから毎年甚左衛門の命日である七月二十日に祭典を行い、花火を打ち上げたのが、神明の花火の始まりといわれています。神明の花火は、徳川の中期、常陸(茨城県)の水戸、三河(愛知県)の吉田と並んで日本三大花火の一つに数えられたほどでした。戦後途絶えていた神明の花火を平成元年に復活させ、毎年八月七日を「はなびの日」とし今年で第二十一回となりますが、二尺玉をはじめ約二万発の花



市川三郷町長
久保 眞一
Shinichi Kubo

PROFILE

昭和14年3月24日 市川三郷町生まれ。
町立市川小学校及び市川中学校PTA会長を歴任、また県立市川高等学校PTA会長時には野球部が「ミラクル市川」として大活躍、甲子園でのベスト4進出に立ち会った。
平成11年に旧市川大門町議当選、副議長を経て、平成15年旧市川大門町長に当選。平成17年11月に合併後初の市川三郷町長に当選。70歳

火に約二十万人が訪れる花火大会にまで発展しました。

その他、江戸歌舞伎の宗家市川團十郎の初代團十郎の曾祖父が武田信玄公より与えられた知行地に立つ歌舞伎文化公園には、歌舞伎資料館と牡丹の花の庭園があり、毎年四月下旬にはぼたんの花まつりが行われます。中国の名碑十五基を中国陝西省、西安碑林博物館の監修・製作によって創建当時のまま復元した大門碑林公園、ハンコの里六郷は印章生産日本一を誇り、印章の歴史的資料として名高い「十鐘山房印拳(じゅつしゅうさんぼういんきよ)」三十拳百九十一冊は世界で七部しか押印されなかった貴重な資料であります。これは中国清朝時代の収集家「陳介祺(ちんかいき)」が収集したもので地場産業会館に展示しています。

また、古くは「神秘麗湖」とも表された四尾連湖(しびれこ)などの名勝のほか三珠農村広場近くには山の先生こと丹沢正作先生の住居、山の家と呼ばれた茅葺き屋根の小さな家が復元されています。丹沢正作先生は千八百七十六年(明治九年)に上野村に生まれ、東京専門学校(現早稲田大学)を卒業し千九百二年(明治三十五年)に帰郷、集落から離れた山中に住み平民学校

を起して農村の子ども達に国語や法律を教え、徳富蘆花の影響を受けて「民主主義を貫いた先生です。また「のつぷい」と言われる肥沃な土地に育つ、とうもろこし「甘甘娘(かんかんむすめ)」をはじめ、1メートル以上まつすぐに伸びた大塚ニンジン・大塚ごぼう・桃・ぶどうなど豊富な果実や農産物、さらには眺望県下の「みはらしの丘・みたまの湯」、六郷の里には「つむぎの湯」など、誇れるものがまだまだ数多くあります。「やすらぎづくり、日本一の暮らしやすさを目指して」を基本方針として、学ぶまち・暮らしやすいまち・楽しむまちをまちづくりの理念としております。

平成二十九年度までに中部横断自動車道の全線が完成となる計画であり、市川三郷町にはインターチェンジも予定されております。完成しますと、静岡まで約一時間、JR身延線の駅が七駅、東京まで約二時間、リニア中央新幹線への期待も大きく、山紫水明、緑豊かな自然環境に恵まれた町です。



まちづくり夢づくり

MACHIZUKURI YUMEZUKURI

25

甲州市

平成17年11月1日に塩山市と勝沼町、大和村が合併して誕生した甲州市は、甲府盆地の東部に位置し、北東側には大菩薩連嶺をはじめとする秩父山系の山並みが連なり、南西側には盆地に向かって形成された複合扇状地が広がる自然豊かな市です。

市内では、盆地特有の内陸性気候と水はけのよい扇状地特有の土壌を利用して果樹栽培が盛んに行われており、ブドウをはじめモモやスモモ、サクランボなど、国内屈指の落葉果樹産地として発展しています。また、市内で生産された果実を活用したワイン醸造や観光果樹園などの2次産業、3次産業も盛んに行われています。

市内には武田信玄公の菩提寺である恵林寺など武田家ゆかりの神社仏閣をはじめ、国宝や重要文化財に指定された史跡も数多く存在しているほか、国内のワイン醸造発祥にまつわる近代産業遺産群などもあり、歴史に彩られた文化遺産が数多く存在しています。

地理的にも東京から100 km圏内に位置し、中央自動車道をはじめ国道20号

や411号、140号、JR中央本線などにより、首都圏をはじめ多くの地域との交流、連携が可能な立地条件にあります。

合併後に策定した第1次甲州市総合計画では、市の将来像を「豊かな自然歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち甲州市」と定め、地域が持つ様々な資源や特性、地理的条件などを最大限に活かしながら、地域の魅力が輝き、多くの人が訪れ、訪れた方が住んでみたくなる、またすべての市民がずっと住み続けたいなるまちの実現に向けた取り組みを進めています。



果樹園が広がる市内

～果樹園交流のまち 甲州市を目指して～



博物館として整備された旧田中銀行

蘇える近代産業遺産群

果樹栽培を基幹産業とする甲州市にあって、市域南部の勝沼地域は、古くからブドウ栽培が盛んであるとともに、わが国におけるワイン醸造発祥の地として歴史と伝統を誇っており、ワインの醸造所や地下蔵、鉄道トンネルなど、明治から昭和初期にかけて、ブドウやワイン産業の発展に大きな役割を果たしてきた「近代産業遺産」と呼ばれる建造物が数多く残っています。

市では、これらの貴重な遺産を修復

し、地域内の誇りうる資源の文化的価値を内外に広めるとともに、多くの人々にこの地域ならではの歴史や文化に触れていただくため、国土交通省のまちづくり交付金を活用した近代産業遺産整備事業に取り組んでいます。

この整備事業では、地域に点在する近代産業遺産や各時代の史跡を遊歩道で結ぶフットパスルート(散策ルート)を設定し、ワイナリー巡りも絡ませるなかで景観に配慮したサインシステムを整備することで交流人口の増加につなげていくこととしています。このうち、平成9年に新トンネル建設に伴い廃止され

たJR中央本線の大日影トンネルは、ブドウやワインの輸送に大きな影響を与え地域に流通革命をもたらした近代遺産ですが、今回の事業によりトンネル遊歩道として整備され、多くの方が訪れる人気スポットとなっています。

こうした取り組みにより、当初の使命を終えて静かな眠りにしていた近代産業遺産は、新たな命を吹き込まれ、地域の活性化に貢献できる施設として蘇えるのです。これら近代産業遺産群は、その歴史的、文化的価値が国からも認められることとなり、平成19年11月に市内の近

代産業遺産群が「ワイン製造の歴史を物語る産業遺産群」として経済産業省の認定を受けました。

また、先般、明治から大正にかけてワイン醸造所の遺構であり、この整備事業の中核部分となる「宮光園」の蔵から、大正期のブドウ栽培、ワイン醸造の様子を記録した35mmフィルムが発見されました。このフィルムには、一面にブドウ畑が広がるまち並みをはじめ、ブドウの収穫からワイン醸造までの一連の過程のほか、当時では珍しいブドウ狩りツアーや皇族視察の風景など貴重な映像が収められています。国内における戦前

のワイン醸造の様子を伝える映像は極めて貴重なものであり、市ではこのフィルムをクリーニングしてデジタル化し、修復する近代産業遺産群とともに国内ワイン史研究の資料として活用していくこととしています。



多くの人を訪れるトンネル遊歩道



現存する日本最古の木造ワイン醸造場



特産品であるブドウを原料にしたワインの地域ブランド化を目指す

～地域ブランドの確立へ～

地方分権の時代を迎え、全国の自治体では、それぞれが知恵を絞り、地域を持つ独自性(特産物や歴史、文化など)を活かした地域資源活用型のまちづくり、「地域ブランド」の確立に向けたまちづくりが行われています。

甲州市は、日本におけるワイン醸造発祥の地であり、国内有数のワイン生産地であると自負していますが、近年、消費者の食品に対する「安全・安心・生産地」への関心が非常に高まっており、原料ブドウの生産地や品質がはつきりとしたワインを日本における一大ワイン産地である甲州市から産出(提供)していくため、昨年(平成20年)12月に「甲州市原産地呼称ワイン認証条例」を制定しました。

この制度(条例)は、市内のワイナリーで醸造されたワインについて、原料ブドウの原産地を市が保証することで、消費者に安心感を与えるとともに、そのワインの価値や信頼感を高め、その結果として甲州市産ワインの更なる普及と地域振興につなげていくことを目的としています。

具体的には、対象となる原料ブドウを甲州種、欧州系醸造専用品種及び国内改良品種に限定し、さらに甲州市内産と県内産に区分しています。品質についても果汁を絞った段階での糖度に基準を設け、製品となったワインは、原料

ブドウの原産地(圃場)確認審査、書類審査(ラベル適合審査含む)、官能(利き酒)審査を行い、合格したワインについてののみ市が認証することとしています。

現在は、平成22年4月の施行に向けた準備段階ですが、近い将来この制度が定着し、消費者にも受け入れられ信頼されることで、国内産ワインにおける甲州市の「地域ブランド」が今以上に広く認知され、ワインの品質向上ばかりでなく、原料を生産する農業をはじめ観光などの他産業の振興にその効果が波及していくことが期待されます。

また、市ではワイン振興に向けた独自の取り組みとして、ワイン原料となるブドウの栽培を支援するため、醸造用甲州ブドウを栽培する農家に対して助成する長期契約栽培奨励制度を創設しました。このほか、ワイン振興に向けたゼミナールの開催や、国や県などとともにEU向け輸出プロジェクトに参画するなど、ワイン産地甲州市としての「地域ブランド」の確立に向けた取り組みを進めています。



ウォーキングをキーワードにしたまちづくりを進める

～歩く(ウォーキング)を キーワードにした交流のまちづくり～

近年、中高年層を中心に健康を意識した「ウォーキング」が注目を集めています。また、純粹に「歩く」ことを楽しむ「まち歩き」が全国的なブームとなっています。甲州市内でもスポーツウェアに身を包んだ市民が颯爽と歩いている姿をよく見かけるようになりました。また、甲州市を訪れた観光客が市内の名所旧跡、ワイナリー等を歩いて回る姿

も見受けられます。

「歩く」ことは、市民にとって健康づくりの最も手軽な手段であるばかりでなく、歩くことによつて地域を改めて見直す学習機会になり、市民同士の交流の機会にもなります。また、観光客にとっては、訪れた地域をより深く理解し、楽しんでいただく機会となるとも地域に暮らす市民とのふれあい、交流のきっかけになります。「歩く(ウォーキング)」は、まさに甲州市が目指す「果樹園交流のまち」の実現にふさわしいキーワードであるのです。

市民や観光客が「歩く」ための事業には、新たに大掛かりな施設を建設する必要はありません。今ある地域資源を有効に活用することで、大きな効果を得ることが可能な人や環境に優しい持続可能な事業だと言えます。

市では、市内を「歩く」方たちのための安全なウォーキングルートの設定やルート上の見所などを記したガイドマップの作成をはじめ、年に数回のウォーキングイベントの開催など、「果樹園交流のまち」の実現に向けた様々な施策、取り組みを進めています。また、昨年の秋には、NPOが実施主体となって市内のワイナリーを巡る「ワインツーリズム」事業も行われました。さらには、自然景観や歴史文化に親しみながら歩く散策道「フットパス」を活用したまちづ

くりを進めるため、先に設立された「日本フットパス協会」にも参画したところ
です。

「交流のまちづくり」の主体となるのは市民であり、市内で活動する事業者です。今後に向けては、さらに多くの方たちが、もっと気軽に、かつ楽しみながら市内を歩くことができるよう環境を充実させていくとともに、これまで「健康」や「観光」、「産業振興」、「生涯学習」など実施目的ごと別々に実施してきたウォーキングイベントを有機的に連携させ、さらに効果的なものとして実施していくことを考えています。



苦言提言

Kugen Teigen

産学官連携で地域の活性化を！

日本は戦後から1980年代まで奇跡的な経済の復興と繁栄を遂げました。それを支えた基調は、「平均的に高い教育水準と勤勉性」、「横並び、前例主義」、「年功序列と終身雇用」、「既存技術・手段の改良」、「協調と協力」、「護送船団方式」といったことであつたと思います。

1990年代に入り、日本に大きな衝撃を与えたのが、バブルの崩壊と冷戦の終結による世界大競争の始まりでした。産業の空洞化やIT革命への乗り遅れと相まって、日本経済は活力を失っていきました。つまり、キャッチアップ時代の日本型社会のシステムの強みが、行き詰ってしまったということなのです。

21世紀の我が国においては、もはや真似するべきものが目の前になく、進むべき用意された道もありません。このような「フロンティア時代」とも言える時代においては、自ら目標を定めて、創意と工夫で、道なきところに自ら道を切り拓いていかなければなりません。

これまで地域経済の発展を支えてきたものは、ざっくり言って①地方交付税、②公共事業への補助金、③工場誘致、④税制の地方特別優遇措置でした。戦後の、いわゆるキャッチアップ時代には、これらの手法は非常に効果的に機能したと思います。

しかしながら、例えば公共事業への補助金ですが、これまで行われてきた道路整備を中心とした「画一的なインフラ整備」は、国の財政支出を拡大させるとともに、地方財政にも負債の増大という長期的・構造的な問題をもたらしてしまいました。今や、公共事業だけに依存した地域経済振興策の効果に限界が見えてきたことは明らかです。

今後、地域経済が自立型で、かつ持続的に発展していくためには、これまでの手法に加え、地域の人々の持つ知識と知恵を最大限活かし、それを財産にしつつ新たな豊かさを創出していく必要があります。

そのためには、地域の企業、大学、地方公共団体などの産学官が連携、協力して、

産業や農業の空洞化を上回るスピードで優れた技術やシステムを開発し、それを基に新事業を力強く展開していくことが必要です。ここでは、20年後、30年後という中長期的視点に立った政策展開が肝要となります。

例えば、ベンチャー創業や中小企業が自社製品開発を行う際の環境(資金・税制面、技術支援面、スペース確保の面など)が日本一整った市や町を目指すとか、燃料電池自動車の利活用の世界一のモデル都市を目指すとか、健康長寿社会モデルの世界的研究拠点を整備するとか、地域ごとの特徴を生かしながら新事業に取り組むことなどが考えられます。

地域活性化の実現は、地域においてそれを担う人にかかっています。産学官の担い手が連携して、「日本一、世界一を目指した具体的な目標を策定し、それに一丸となつて向かうこと」が、山梨県が激動する内外の環境変化に対応して、自立的・持続的な発展を遂げるためのゴールデン・キー



Futoshi Sano

佐野 太

山梨大学副学長
(前文部科学省研究環境・産業連携課長)

(金の鍵)だと思料します。産学官連携により山梨が更に活性化されることを、本県出身者の一人として切に願って止みません。

最後に好きな言葉を3つ紹介いたします。

○現状維持では後退するばかりである。

(米/ウォルト・ディズニー)

○変化を遂げ、環境に適合できるものだけが生き続ける。

(英/チャールズ・ダーウィン)

○悲観主義者はすべての好機の中に困難

みつけるが、楽観主義者はすべての困難

の中に好機を見出す。

(英/ウィンストン・チャーチル)

そして私は、

○山梨県人には逆境の中から這い上がる

力が備わっている。

と思っています。

皆さん、ともに山梨の更なる活性化に

向けて頑張りましょう！



特集 やまなし 自治の風

Feature Vol.25 March.2009

「移住・交流によるまちづくり」

現在、地方は人口減少や高齢化の進展により厳しい現状におかれている。特に、過疎地域においては人口減少が顕著であり、深刻な状況に直面している。

こうした中、本県では、県をはじめ市町村が山梨の魅力情報を発信するとともに、農山村地域の活性化、過疎対策と集落の再生等活性化策として、移住や交流を促進する取組みが積極的に行われている。

今回の特集では、移住・交流によるまちづくりの取組みを紹介する。

- [特集1] 二地域居住の促進によるまちづくり 山梨県観光部観光振興課
秋原 憲二
- [特集2] 空き家バンク制度の推進と制度確立 空き家バンク制度調査研究会
ワーキンググループ事務局
保坂 久
- [特集3] 移住・交流によるまちづくり
- [特集4] 富士河口湖町「定住促進(支援)事業等の取組み」

特集 **1** 二地域居住の促進によるまちづくり

山梨県観光部観光振興課

萩原 憲二

やまなしライフの推進

1

本県では、県民が真の豊かさを実感でき、「暮らしやすさ日本一」と思えるような県づくりに向けた施策・事業等をスピーディーに実行していくため、「チャレンジ山梨行動計画」を策定しています。

その中の基本目標の一つとして、「つどう・やまなしの実現」を掲げ、「やまなしブランドを活かし県内外の人々が集う癒し先進県をつくる」べく、観光や二地域居

住促進の取り組みを進めています。

「二地域居住」とは、都市と地方の両方に生活拠点を持つライフスタイルのことですが、本県の二地域居住促進の取り組みは、「やまなしライフ推進事業」として平成19年度から積極的に展開しています。ちなみに、「やまなしライフ」は、「山梨県での快適な田舎暮らし」を表現したものです。

二地域居住の促進に

取り組む理由

2

都市住民の多くが田舎暮らしを志向しており、国土交通省の調査では、2005

年の二地域居住人口は、約100万人(都市人口比:2.5%)であり、2030年には約1,080万人(都市人口比:29%)に

達すると推測されています。

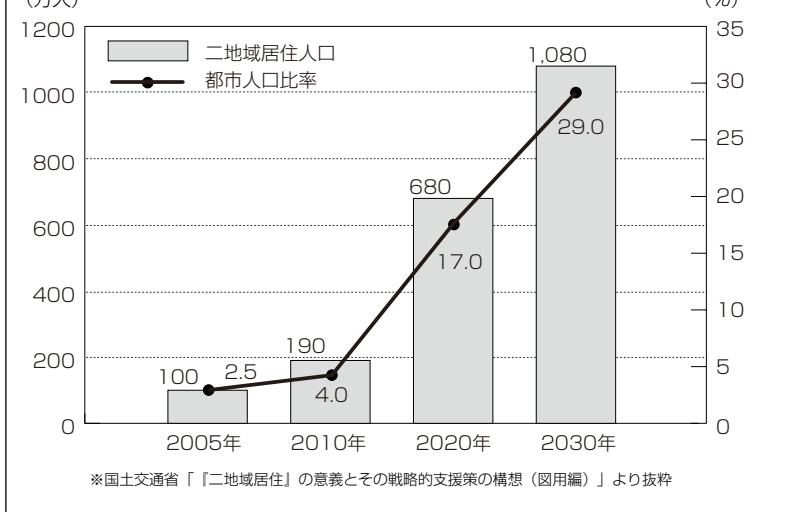
今後、大都市圏以外の地域では、大幅な人口減少が見込まれることから、観光を通じた交流人口の拡大や二地域居住者の増加を図って地域の活性化を目指すこ

とは、非常に重要な取り組みと考えています。

また、国土交通省が行った二地域居住等に関する調査では、都会と田舎を行き来しながら暮らし、地方へ家を建てたりして生まれる二地域居住の市場規模は、2008年時点の約1.5兆円から、5年後の2013年には約8兆円に達す

ると予測されていますが、本県は、東京から2時間圏内にあり、豊かな自然に恵まれているため、都市住民の癒しの場所、居住場所として好適地となっており、こうしたことから、二地域居住者を本県へ呼び込む取り組みを積極的に進めています。

二地域居住人口の将来イメージ



これまでの二地域居住促進に向けた取り組み

1 情報の提供・相談窓口の開設

東京日本橋の本県のアンテナショップ「富士の国やまなし館」内に「グリーンカフェやまなし」を開設し、市町村が整備した空き家バンクの情報を中心に「やまなしライフ」に関する情報を随時提供しています。

オープンの平成18年6月から平成21年2月末までの相談件数は、延べ857件であり、そのうち、約7割が空き家情報に関する相談です。



3

山梨暮らしのうれしい話。

山梨で二地域居住を始める方の、高速道路利用による移動費用等を支援します。

このチラシは、山梨県が主催する「山梨暮らしのうれしい話」の取り組みの一環として、山梨県民や関係機関等に配布しています。

山梨暮らしのうれしい話とは、山梨県民や関係機関等が、山梨県内に移住・転居する際に、高速道路利用による移動費用等を支援する取り組みです。

山梨暮らしのうれしい話の取り組みは、山梨県民や関係機関等が、山梨県内に移住・転居する際に、高速道路利用による移動費用等を支援する取り組みです。

山梨暮らしのうれしい話の取り組みは、山梨県民や関係機関等が、山梨県内に移住・転居する際に、高速道路利用による移動費用等を支援する取り組みです。



2 相談会の開催

また、各種体験交流活動や田舎暮らし等の情報検索が一元的にできるよう「富士の国やまなし観光ネット」上へ、「グリーンカフェやまなし」専用サイトを構築

市町村や不動産関係団体等の職員が、受入地域の情報を直接提供する「やまなしライフ相談会」を東京日本橋で開催し、市町村の空き家バンク情報や最新の就職・就農、

し、本県の二地域居住促進の取り組みや市町村の移住・定住情報等を継続的に発信しています。

民間物件情報等を提供しています。

平成19年度には7月に2日間開催し、平成20年度には9月に2日間と1月に2日間開催し、計480人の参加者を得て、延べ1,195件の相談に応じました。

3 空き家バンクの整備促進

空き家バンクとは、空き家の売買、賃貸を希望するその物件所有者等から申込みを受けた情報を、定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対して提供する事業ですが、平成20年1月に13市町村1団体により設立された「空き家バンク事業市町村事務担当者研究会」等に参加させて頂き、事業の支援をしています。現在、10市町が当該事業を実施しています。

4 居住体験機会の提供

田舎暮らしの希望者に、本県で暮らすことの良さを実際に確認する機会を提供するため、市町村が行う田舎暮らし体験の実践や、そのための受入体制の整備を補助金の交付を通じて支援しています。これまで、5市町が補助金を受けて事業を実施しています。

5 移動費負担の軽減

二地域居住の阻害要因として大きなものに、移動費用の負担がありますが、本県では、これに着目し、この負担を軽減することにより、二地域居住者の本県への誘導促進を図ることとし、中日本高速道路と協働しての高速道路通行料等の支援や、JRと協働して駅からのバスやレンタカーによる移動費用の支援等を行っ

ています。

この事業は、これから二地域居住を始める方をアンケート調査にご協力いただくモニターとして認定し、移動費用の支援だけではなく、市町村や農業協同組合等とも連携を図って事業を実施しており、居住先における支援として、26市町村が公共施設の利用優待等の支援をモニターへ提供して頂いています。

6 その他の取り組み

(社)山梨県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会山梨県本部とは、やまなしライフ相談会に参加を頂き、空き家バンク情報だけでは不足する物件情報を提供して頂くなどの連携を図っています。

また、企業や自治体が中心となり、移住・交流希望者への情報発信、移住・交流のニーズに応じた地域サービスを提供するシステムの普及などを行う、全国的な推進組織である移住・交流推進機構へ加盟し、全国の意欲ある企業や自治体と、移住・交流に係るビジネスモデルやマーケット開拓、規制緩和等についての研究などを行っています。

一更には、国土交通省の「二地域居住促進モデル事業」に、北海道、福島県、長野県とともに本県を選定して頂き、全国に向けて二地域居住先進県をアピールしました。

今後の二地域居住促進に向けた取り組み

4

本県での二地域居住の希望者は、「やまなしライフ相談会」への参加状況などから増加傾向にあり、こうした人々のニーズに応え、本県への誘導を図っていくためには、住宅情報の整備・提供や住まいの相談体制の構築などの取り組みを、これまで以上に地域が一体となって進める必要があります。

このため、平成21年度には、これまでの取り組みに加えて、市町村や住宅関連団体・住宅メーカー等と協力して、「やまなし二地域居住推進協議会」を設置していききます。

協議会では、

- ・地域の住宅や土地、農地、空き家等の住まいに関する情報の整備
- ・県産材等を活用した二地域居住者向け住宅の開発

- ・電話などによる住宅相談窓口の開設
- ・協議会で開発した住宅商品のPRや住まいの相談、生活情報の提供などを行う
- ・相談会の東京日本橋での開催
- ・などを進めていきます。

こうした取り組みを通じて、本県への二地域居住者の誘導と滞在の促進を更に図っていききたいと考えています。

特集

2

空き家バンク制度の推進と制度確立

(甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲州市共同設置)

空き家バンク制度調査研究会
ワーキンググループ事務局 保坂 久
(南アルプス市企画部政策秘書課政策研究担当)

空き家バンク制度の

現状と課題

1



社会構造の変化による都市部への人口流出と少子化が加速し、

県内自治体の多くは人口減少に転じており、将来も継続した減少が見込まれます。一方、著しく経済状況が低迷する昨今においても、「田舎暮らし」や「自然志向」の要求は根強く、都会から田舎へ移り住む、あるいは、都市に生活の本拠を置きつつ「田舎暮らし」を

行う「二地域居住」の人々が増えていきます。特に、手軽に田舎暮らしが実現できる「クラインガルテン」などには、定員を大幅に上回る応募があり、田舎志向を裏付けています。このため、地方の自治体では、「空き家バンク制度」ほか、都市部の人々の田舎志向に合わせた様々な交流や定住促進の施策が実施されています。

「空き家バンク」の制度については、「自治の風」22号の特集2「定住促進プロジェクト」の中で山梨市の磯村氏が詳しく記述していますので詳細は割愛しますが、都市住民の田舎暮らしを実現し、地方の財産である空き家の有効活用を図り、なおかつ地域の活性化につ

ながる事業として期待されます。

県内では、平成19年度に富士河口湖町と山梨市が事業を開始し、平成20年度には7市4町が事業を実施していると聞いています。しかしながら、個人の資産を扱う難しさと経験不足により、個々の自治体が試行錯誤をされており、様々な運用形態など、県内の空き家物件を比較検討するという観点からは、利用者にとって決して使いやすい仕組みとはなっていないのが現状です。また、事業の進行に伴い登記や相続、境界といった不動産の知識や経験の不足によるトラブルの可能性も課題としてあります。

6市による調査研究の

取り組み

2

課題を共有する各市町村の担当者が、事業に係わる問題やケースなど、情報を

共有し、円滑で有効な事業運営のために、平成19年度に県内の15市町村団体が担当

者の研究会を作りました。そして発起人となった甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲州市の6市が「空き家バンク制度調査研究会」を立ち上げ、空き家バンクの課題を研究するために平成20年度「移住・交流受入システム支援事業助成」(財団法人 地域活性化センター)を利用し、「空き家バンク制度調査研究事業」を実施しました。その内容は次の3つです。

2 広域的な空き家バンク制度

確立のための調査研究

利用希望者の大部分が県外者であることを前提に、より使いやすいシステムとするために、将来の一元化の可能性を踏まえ、県内の空き家バンク事業実施団体が連携し、事業の標準化を進めるために参考となる要綱や手順を作成しました。

3 登録物件の確保を目指した

普及啓発活動

切実な物件の不足を解消するため、地域や所有者に向け制度の理解を図るためのシンポジウムを開催しました。また、新聞等への掲載により多くの人々に制度の趣旨や仕組みを周知する効果も見込みました。

1 事業推進につながる

空き家の実態把握の検討

事業を実施するにあたり、都市住民の田舎志向により、多くの利用希望者を募ることが出来ましたが、肝心の空き家物件の登録が少なく、要望に答えられない現状がありました。実際の空き家の状況について実態を把握し、今後の課題と方策をまとめました。

6市で行った調査研究の

内容と課題

3

空き家バンク制度調査研究会では、ワーキンググループを設置し6市の担当者

が、月に1回のペースで会議を行い協議を進めました。そのほか、関係市町村

との意見交換や、宅地建物取引業協会などから情報収集しました。この内容や方針に基づき、業務委託先であるシ

ンクタンクに取りまとめや事業の具体化を依頼しています。その概要は、以下のとおりです。



1 事業の推進につながる、

空き家の実態の検討

空き家バンク事業の推進には地域住民が、この事業は地域の存続・活性化のための施策であることを認識し、移住者の

受入れやサポートを積極的に考えることが必要です。

移住者は、未知の土地での新しい生活に不安を感じており、受け入れる地域の人々から、生活や営農など、移住者の生

活をサポートされることで、不安が解消されます。また、そのサポート体制を自治体がPRすることで、その地域への定住率の向上、移住者の増加が期待されます。

したがって、広報やホームページ、各種イベントを通じて事業の趣旨を伝え、地域住民の意識を啓発する必要があります。

しかしながら、絶対数の小さい空き家バンク等の移住者に対して、その周囲の地域住民の意識に頼ったサポートに、すべてを期待することは無理があります。そこで、地域の活性化を目的に、移住して来る人のサポート等の取り組みを行うNPOなどの市民団体と連携し、サポート体制を備えることが必要です。

2 広域的な空き家バンク制度 確立のための調査研究

空き家バンクの制度確立のため、また将来の一元化に向けた準備として、空き家バンクの「標準要綱」と手順を記した「マニュアル」を作成しました。標準要綱は、実施団体が要綱を定める時に参考にすることで、将来の一元化を円滑に進めることができます。6市の経験を持ち寄り、県外の先進事例や事業実施団体担当者等の声を参考に、出来るだけトラブルが起きないような内容としました。

財産にかかるトラブルは深刻で、発生した場合の当事者の負担はもとより、事

業全体への影響も懸念されます。空き家バンク事業では、極力トラブルの発生しない運営が望まれます。

また、交渉の段階では、利用者は以前に別の自治体で交渉した経験を持つ場合もあります。そこで交渉手順が異なると混乱が生じる場合も予想されます。「マニュアル」では、県内どこの自治体の空き家バンクを利用しても、同様の手順やサービスが保たれるよう、物件所有者と利用者、行政と媒介業者の役割分担を明確にしています。手順ごとの注意点や業務内容を示し、これにより業務をすすめることで、不慣れな担当者であっても、必要な事務や手続きを適正に処理することができよう配慮しました。

その他、資料やホームページに掲載する情報の標準様式や、将来の情報管理（一元管理）や提供方法のイメージを作成し、空き家情報のみならず、移住に必要なあるいは関心のある情報をポータルサイトや窓口組織から提供する形を提案しています。

これらの作成にあたっては、今回の調査研究に専門家として協力いただいた、財団法人山梨県宅地建物取引業協会事務局からも多くの助言を頂き反映いたしました。



*一元化の必要性について

現在(平成21年1月)、県内で、7市(従前の6市に加え、大月市)4町(富士河口

湖町、身延町、南部町、早川町)が、それぞれの形態で空き家バンク事業を実施しています。

都市住民が、山梨県内で空き家バンクを利用したい場合、現状ではそれぞれの自治体に利用者登録を行う必要があり、物件の情報もそれぞれの自治体から提供を受けることになります。利用者にとっては、わずらわしい状態だと思われます。熊本県や広島県など、県などが空き家バ

ンクの県内情報を一元化して提供するサービスを提供しているところもあります。今後、空き家バンク事業を実施する自治体が増加するにつれ、本県でも情報の一元化や登録情報の一元化を図り、システムの利便性を高める必要があります。

***安全性の確保について**

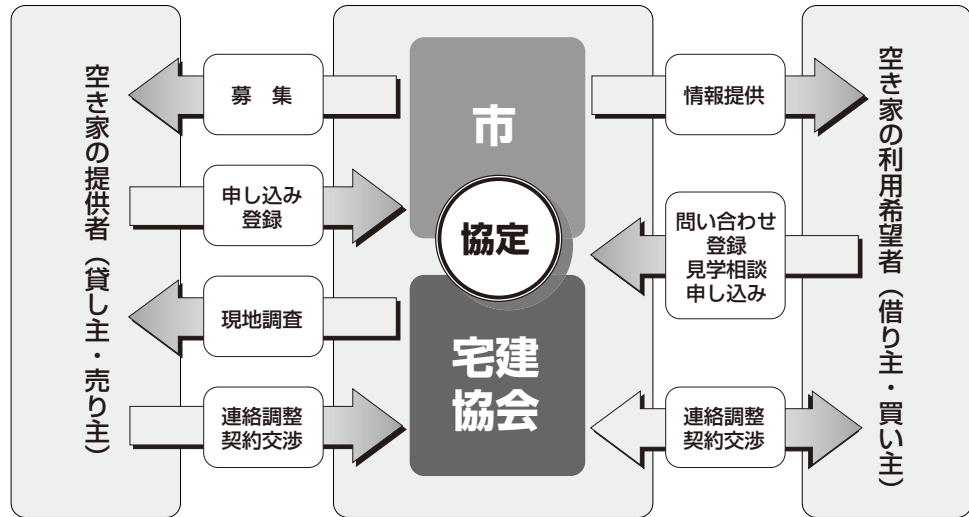
空き家バンクは個人の財産を扱うため、問題が発生しないよう周知な手順が必要です。研究会では、正確で適正な手続きにより、空き家の提供者と利用者の権利を保護し、円滑な事業推進を図るため、不動産業者等の専門家が仲介して交渉を行う「間接型」の空き家バンクが望ましいとしました。この場合、物件の所有者と不動産業者とが専任媒介契約を行い、媒介者は契約時の重

要事項説明の必要性から、不動産の情報、例えば登記関係、隣地境界、建替への制限、相続関係などを調査するため、物件の確実性が確保されることとなります。対して、物件所有者と利用者が直接交渉し契約を結ぶ「直接型」の場合には、物件登録時の調査が、不動産の専門家が不在のため、十分に調査することが困難となり、思い込みや誤解によるトラブルが懸念されます。「直接型」では要綱等で自治体は関与しないとしていますが、情報を提供した立場として無関係を通すことは困難で



業務内容 市に代わって媒介業務を行う

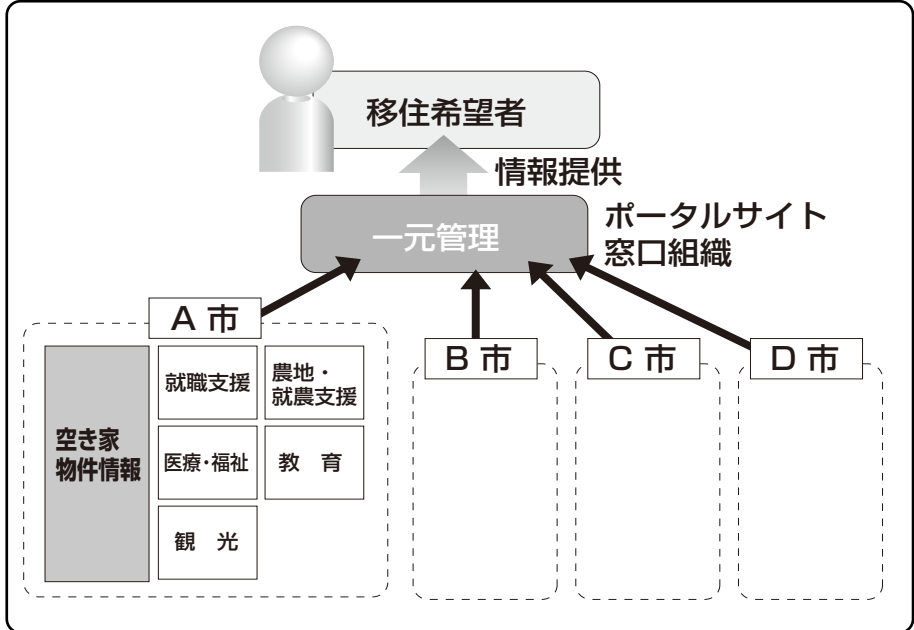
○事業の流れ（間接型の場合）



※6市では、宅建協会と協定をむすんでおり、契約交渉については次の2通りの型から、空き家の提供者が選択する。

- 〔直接型…契約交渉を、所有者・希望者双方で直接行う方法〕
- 〔間接型…宅建協会に、契約交渉の媒介を依頼し、行ってもらう方法〕

い、媒介者は契約時の重要事項説明の必要性から、不動産の情報、例えば登記関係、隣地境界、建替への制限、相続関係などを調査するため、物件の確実性が確保されることとなります。対して、物件所有者と利用者が直接交渉し契約を結ぶ「直接型」の場合には、物件登録時の調査が、不動産の専門家が不在のため、十分に調査することが困難となり、思い込みや誤解によるトラブルが懸念されます。「直接型」では要綱等で自治体は関与しないとしていますが、情報を提供した立場として無関係を通すことは困難で





3 登録物件の確保を目指した 普及啓発活動

昨年12月南アルプス市榊形生涯学習センターにおいて「空き家バンク制度普及促進シンポジウム」を開催し、平日にもかかわらず218名の参加者があり、関心の高さがうかがえました。この企画では、空き家バンクの推進に課題となる物件の確保と地域の受入態勢の醸成を目的に絞

り、地域関係者に空き家バンクの制度や意義を理解してもらおうことを目指しました。

内容は、「基調講演」、「制度紹介」、「パネルディスカッション」の三部構成とし、作家の立松和平さんに「故郷を見つけよう」と題して、地方の価値を認識し、都市部からの交流を親身に受け入れることが大切で、地域振興につながるお話しを頂きました。

また、パネルディスカッションでは、都

市部から程近い山梨の魅力が確認されると同時に、受け入れ態勢の拡充

を求められ、山梨県を一つの単位とした情報の一元化や、NPO法人などの民間が主体となった事業展開などを提案し、まとめました。

後日、広く県内住民へ周知するため、地元紙である山梨日日新聞に採録記事を掲載しました。シンポジウムは、告知や採録記事などの新聞掲載により、多くの市民の目に触れることとなり、事後は問い合わせが増加するなど、成果が上がっています。

今後の展望



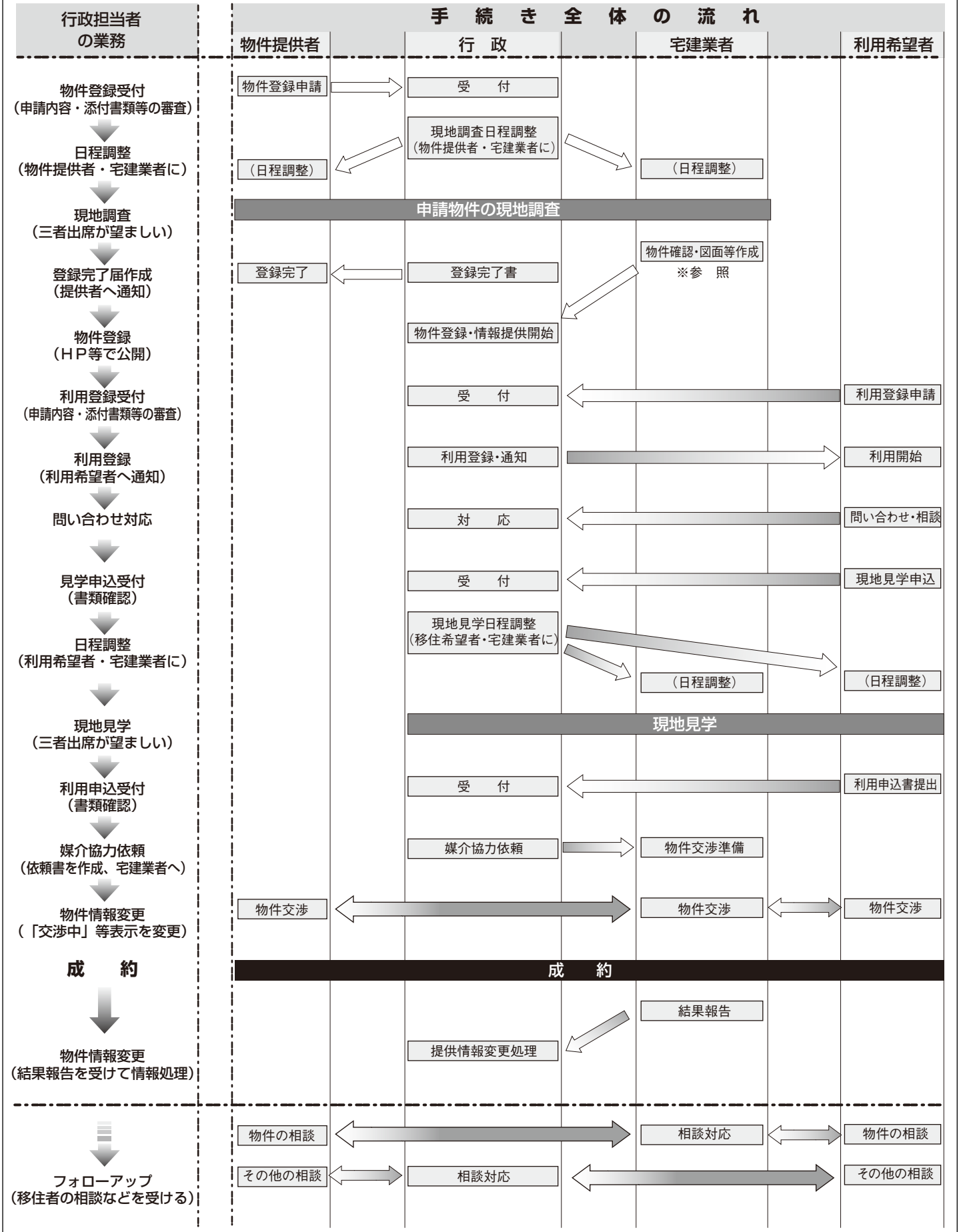
4

今回、6市が共同で空き家バンクの制度確立について調査研究を行い、空き家バンクを実施する自治体や団体が、事業を実施するにあたり参考と出来るよう、標準的な要綱案や業務フロー、情報の提供方法などにまとめました。不完全な箇所も多いとは思いますが、趣旨をご理解いただき、近い将来の空き家バンク一元化に向け、関係者やこれから空き家バンクを実施される団体等には、ぜひこの調査研究の成果を参考にして欲しいと考えます。

県内の空き家バンク実施団体の情報が、ひとつの窓口から提供され、使いやすいシステムとなり、地域主体の受け入れ態勢が整うことで、移住・交流者が安心して、地域に流入してくるものと思います。さらに、流入後の円滑なコミュニティ運営のためにも、今後は地域住民の理解を深め、NPOなどとの連携を探りながら、受け入れ態勢を確立するための施策を進める必要があると思います。

現在、調査研究事業を取りまとめ事業報告書を作成しています。本誌が発行される頃には、事業報告書が6市のホームページ等にて公表されている予定です。調査研究事業の詳細は、そちらをご覧くださいと思います。

空き家バンク 事務手順 (案)



特集
3

「移住・交流によるまちづくり」

山梨市総合政策課

磯村 賢一

はじめに

1



山梨県の北東部、甲府盆地の東部に位置し、国道140号等を通じて埼玉県や長野県へつながる北の玄関口として、また、JR中央線、中央自動車道、国道20号を通じて首都圏の100km圏内に位置しています。

本市は、年間を通して温暖な気候に恵まれ、秩父多摩甲斐国立公園に指定される北部の山々をはじめとする豊かな自然を楽しむことができ、春は新緑と平地一面に広がる桃の花、夏

平成17年3月に山梨市、牧丘町、三富村が合併して誕生した新「山梨市」は、

は清流笛吹川のせせらぎを渡る涼しい風とヤマメや鮎、秋は紅葉に彩られた周

囲の山々など、四季折々のすばらしい自然が実感できるところです。

また、市内には、ぶどう、桃、サクランボ、梨、柿などの豊富なくだもの、「新日本三大夜景」や「恋人の聖地」にも選定された笛吹川フルーツ公園、「森林セラピー基地」に認定され「日本の滝百

選」にも選定されている西沢渓谷、国

宝・清白寺仏殿、重要文化財の窪八幡神社、中牧神社、大嶽山那賀都神社、室伏学校をはじめとする多くの文化財など、さまざまな魅力があり、豊かな自然の中に、歴史と文化の薫り高い落ち着いた雰囲気醸し出している地域です。



山梨市の課題

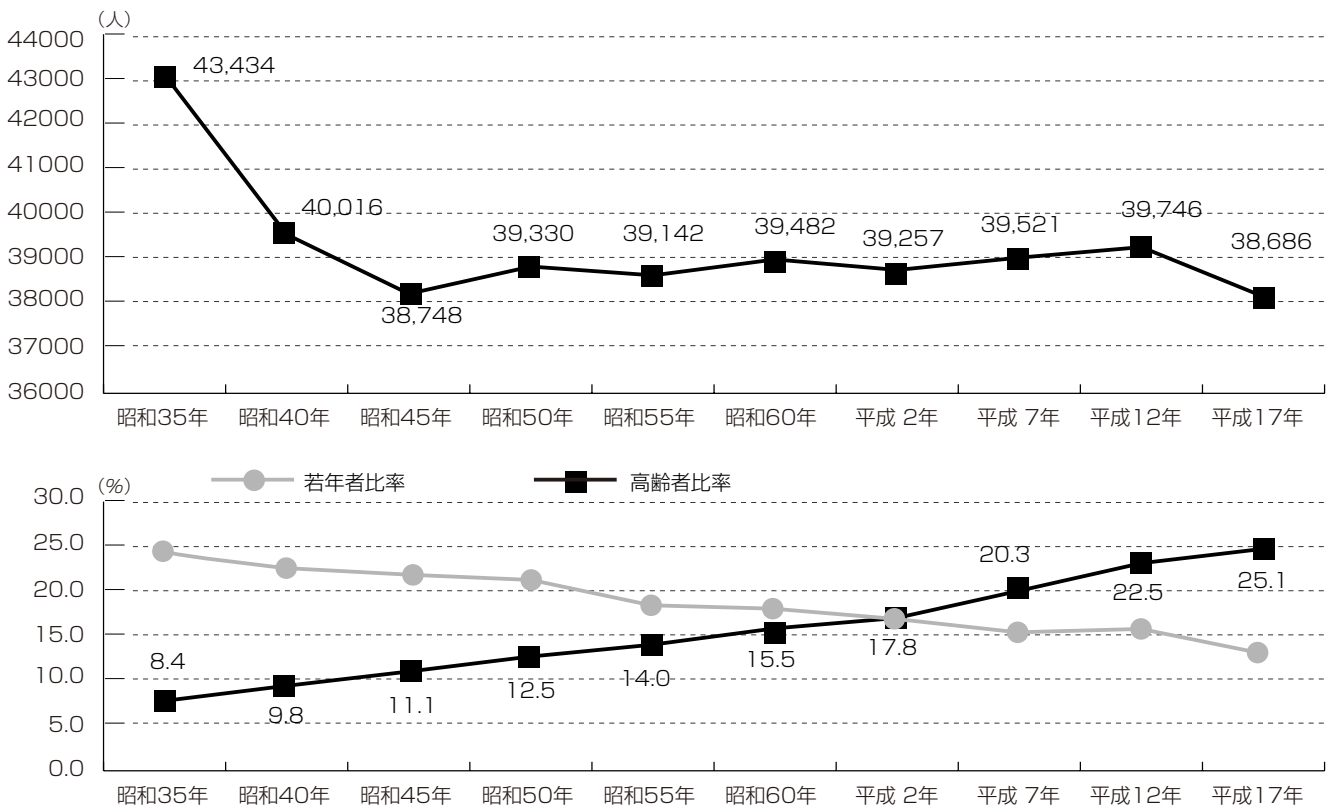
2



本市の山間地域においては、過疎化・少子高齢化が進み、荒れた田畑・空き家の増加が深刻な問題となっています。特に、65歳以上の人口が50%を超える高齢化進行地域では、集落機能の著しい低下や、基幹産業である農業後継者不足、荒廃農地、空き家の増加が顕著で、

山林などの地域資源管理が不十分となり、今後、多面的機能(国土保全、水源涵養、良好な景観形成等)の発揮にも支障をきたすことが懸念されています。

人口の推移



(資料：国勢調査)

地域の魅力と特性を生かして

3



”本市の魅力と地域特性をこれからのまちづくりを活かすことができなにか。“
本市では、市の第1次総合計画の将来像である「人・地域・自然が奏（かな）でる

” 本市の魅力と地域特性をこれからのまちづくりを活かすことができなにか。 “
本市では、市の第1次総合計画の将来像である「人・地域・自然が奏（かな）でる

和（なご）みのまち山梨市」の実現を図るため、住んでみたい、住んでよかったと言われる住み良い環境を目指して、地域特性を生かしながら、子育て支援、教育環境の整備、市内雇用の創出、都市住民との交流促進などに取り組んでいます。

そのような中で、近年「スロライフ」という言葉に代表されるように、「田舎暮らし」や「自然志向」とい

また、国においても、団塊世代の大量退職などを視野に入れ、大都市部から地方への移住や交流促進を図るための施策が進められています。

こうした、都会に住む人たちの「田舎で暮らしたい」という新たな生活志向を捉え、そのための受け皿づくりを進めていくことは、本市にとっても大きなメリットになるものと考えられます。

本市は、豊かな自然環境など魅力的な生活環境を有するとともに、首都圏から100km圏内、電車、車で90分余りという立地条件にあり、田舎暮らしを求める人たちの定住先として、有利な条件を備えています。

都会からの移住者が本市に住むことは、人口の増加につながるばかりでなく、山間地における空き家対策、遊休農地の活用など、過疎化等に伴う課題解決や、都市住民との交流による地域の活性化も可能になると考えています。

さらに、こうした人々を受け入れることで、豊かな経験や知識、さまざまなネットワークを、産業振興の分野などで活用することも可能だと思えます。

このような理由から、本市においては、定住促進事業を市の主要施策として推進していくこととなり、平成18年9月に、市内の空き家解消を目的とした「空き家バンク」制度を立ち上げました。



空き家バンク制度

4

この制度は、空き家の有効活用を通して、山梨市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るために実施しているもので、空き家の所有者で、賃貸若しくは、売却を希望する方

から「空き家バンク」に物件を登録していただき、空き家の利用を希望する方に、これらの情報を提供する制度です。また、(社)山梨県宅地建物取引業協会と業務協定を締結し、市に代わって、宅

地建物取引業法に基づいた手続きをお願いしています。

宅建協会との連携により、専門的見地からの相談業務、安心でスムーズな手続きが可能となり、このことが、登録物件の確保と成約件数の増加につながっていると考えています。

また、国、県、他市町村、宅建協会やNPO団体との連携による事業促進にも取り組んでいます。制度開始から3年目を迎えた空き家バンク制度ですが、スタート時は、空き家バンク制度に対する認識不足と先祖から受け継いだ土地や家屋を手放すということが地域で

受け入れられていなかったこともあり、物件確保に苦労しました。

そのため、市民を対象としたシンポジウムの開催や広報誌、ホームページ、CATVなどによる周知を行うとともに、マスメディア、宅建協会の協力をいただく中で、物件の確保を最優先に取り組みを進めてきました。

このような取り組みの成果として、当初4件しか登録されていなかった物件も延べ64件を数え、最近では、物件所有者

から「売りたい」、「貸したい」といった相談を受けることも多くなり、成約物件も28件となり、着実に実績を積み重ねてきました。

しかし、物件を求め市に登録する希望者は350人を超えているため、まだまだ物件が不足している状態であり、現状でも、物件の確保が大きな課題となっています。

「空き家バンク」成約状況

5

最近では、若い年齢層の移住者も。

現在までの成約者の状況を分析すると、60代が42.9%で最も多く、次いで、30代の21.4%となっています。特に最近では、若い世代の移住者が多く、就農希望者からの物件相談も増えてきています。

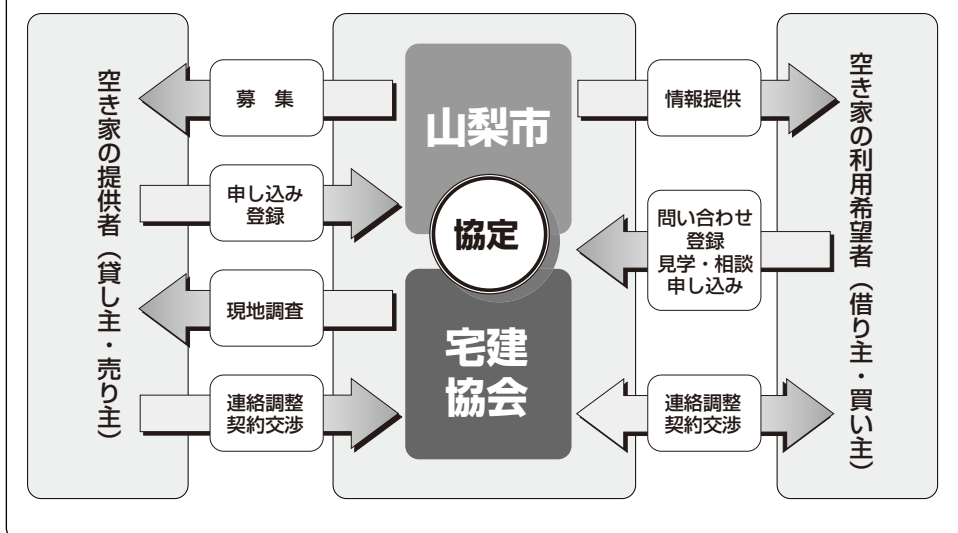
地域的には、首都圏、関東地域が大半を占めていますが、県内者の成約率も32.1%と全体の1/3を占めています。売却物件又を見ると、賃貸物件の割合が60.7%となり、とりあえず山梨市に

住み、地域とのつながりを経験する中で、本格的に移住先を決めたいという人もいます。

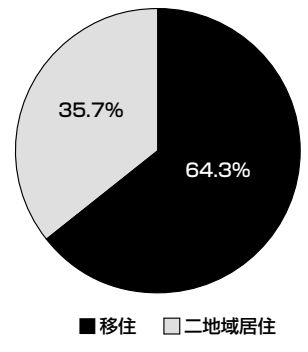
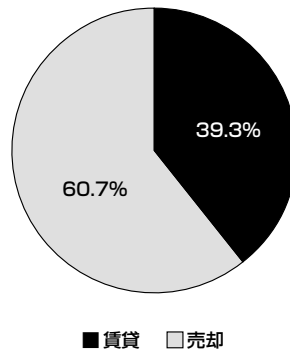
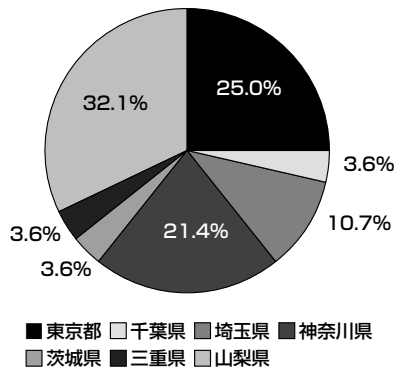
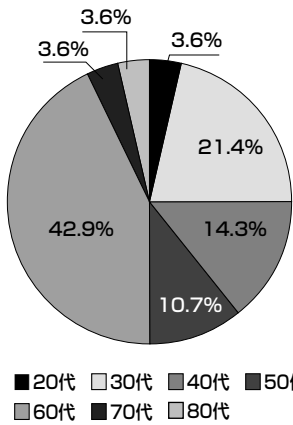
また、最近多くなってきているのが、若い世代の方々の移住です。既に30代の移住者の中には、1人で70アールの葡萄園を手掛けている人や、複数世帯で、畑や葡萄園を耕作している人もいます。

移住者の状況を踏まえると、空き家バンクの成約が、空き家と遊休農地の解消に貢献しているばかりでなく、地域や市ととても大きなプラスになっていると実感しています。

○山梨市「空き家バンク」手続きフロー



成約件数	年代			住所			売却・賃貸			生活スタイル		
	20代	30代	40代	東京都	千葉県	埼玉県	売却	賃貸	移住	二地域居住		
28	20代	1	3.6%	東京都	7	25.0%	売却	11	39.3%	移住	18	64.3%
	30代	6	21.4%	千葉県	1	3.6%	賃貸	17	60.7%	二地域居住	10	35.7%
	40代	4	14.3%	埼玉県	3	10.7%						
	50代	3	10.7%	神奈川県	6	21.4%						
	60代	12	42.9%	茨城県	1	3.6%						
	70代	1	3.6%	三重県	1	3.6%						
	80代	1	3.6%	山梨県	9	32.1%						



経済波及効果

市では、制度の効果を確認するため、移住による経済波及効果を試算しました。その結果、1年間に20世帯、5年間で100世帯が移住した場合の経済波及効果は、20年間で、62・3億円になり、行政収支については、20年間で、収入≡5億円、支出≡0・9億円となりました。

この経済効果額は県全体を捉えたものですが、本市にとっても、移住による人口、世帯数の増加は、移住者や二地域居

住者のもとへ訪れる親族、友人などの消費活動も含めると、大きな経済効果をもたらすものと考えています。

また、調査対象となっていないませんが、定住促進事業のPRによる来訪者、空き家の見学会参加者、移住者宅へ訪れる人々における経済効果も期待できるため、今後も、他の分野と関連付けた事業促進が必要だと考えています。

6

新たな展開を目指して

本市における移住・交流によるまちづくり活動には、これまでの行政依存型から、相互理解のうえに立って市民やNPO、ボランティア、企業など様々な団体や組織と行政がそれぞれの持つ知識や能力を持ち寄り、共に汗を流す「協働」の考え方が必要だと考えています。

協働による取り組みを進めていくためには、協働に関する考え方を明確にし、地域の課題解決に向けて行動する市民組織、NPO団体などが主体的にまちづくりに参加できる体制づくりを行い、企画立案から事業実施まで幅広い分野で協働を進めることが必要です。

空き家バンク制度を中心な事業として進めてきた本市の定住促進施策は、東京を拠点として全国でふるさと回帰運動を展開する「認定NPO ふるさと回帰支援センター」や市内NPO法人などの提案を受け、市や宅建協会、地元住民の連携による「田舎暮らし体験ツアー」なども実施されるまでに発展してきました。

今後、地域住民や民間、NPO団体などがフットワークよく事業展開することができるような体制づくりを整え、一人でも多くの方に山梨市での生活を体験していただけるような事業推進を図ってきたいと考えています。

7

特集

4

富士河口湖町「定住促進(支援)事業等の取り組み」

富士河口湖町企画課

渡辺

誠

町の紹介

1

15日に、河口湖町・勝山村・足和田村の1町2村が合併して誕生しました。その後、平成18年3月には上九一色村南部が編入合併し、2度の合併を経ております。



富士山の麓に位置する「富士河口湖町」

富士河口湖町には、富士五湖の4湖、河口湖・西湖・精進湖・本栖湖があり、富士山の裾野には開けた青木ヶ原原生林と富士ヶ嶺高原が広がる、緑豊かな自然に恵まれたとても美しい町です。冬季は冷え込みますが、夏季は涼しく過ごしやすいため、四季折々の美しい豊かな自然を求めて、多くの人々が訪れております。また、季節ごとに様々なイベントも開催されてお

富士河口湖町は、山梨県の南東部にあり、日本のシンボルである富士山の北麓に位置しています。現在の富士河口湖町は、平成15年11月

り、国内外から多くの観光客も訪れ、国際観光地として年間通じて賑わっております。



〔河口湖ハーブフェスティバル〕紫色のラベンダーが匂うように咲き誇る、一大イベント。



〔西湖いやしの里根場〕富士山を仰ぐ展望地に建ち並ぶ茅葺屋根。富士河口湖町の新名所。



富士五湖の中でも「静」の印象を持つ精進湖・本栖湖。また、広大な牧草地帯が広がる富士ヶ嶺エリア(写真=精進湖・富士ヶ嶺高原)。



定住促進の施策

(IJU計画)の取り組み

2

富士河口湖町は立地条件がよく、何と
いっても首都圏から100km圏内に位置
しているところは、非常に魅力的だと思
います。このため、首都圏との二地域居
住も十分に可能であり、新宿から中央高
速バスで95分、自家用車の場合、中央自
動車道を利用していただくと、八王子か
ら60分で移動が可能です。また、鉄道で
は富士急行線が乗り入れるため、日帰り
でも首都圏まで十分移動することが可
能です。この他に「医療機関と生活用品
店」も充実しており、総合医療病院や24
時間受け入れ可能な救急施設、また、大
型ショッピングセンターを始め日常生活
用品店も数多くあります。

富士河口湖町は観光地という点から、

空き家情報

3

町のホームページに「空き家情報」を掲
載し随時紹介しています。気になる物件
があった際は見学も可能です。町では、
「空き家所有者」と「空き家利用希望者」

元々人の出入りが多い土地柄でもあり、
地域の人々の姿勢が柔軟で親切なもの
大きな魅力であり、訪れた方々が快適な
居住と安心した生活を送ることができ
る一つの理由だと思います。

現在、全国的に少子化が進んでおり、
将来人口の減少が予測されていることか
ら、富士河口湖町においては定住人口の
増加に向けた施策に取り組んでおりま
す。また、少子化と同時に、年々増加し
つつある「空き家」についても有効活用し、
居住人口の増加に向けた施策の展開と
して、「定住促進の施策(IJU計画)」に
取り組んでおりますので、ご紹介させて
いただきます。

の間に入り、空き家の紹介及び現地案内
までのサポートを行っております。契約
については、所有者と利用希望者の当事
者間で納得いくまで話し合ってもらい、

成約となります。

これまで「空き家情報」への問い合わせ
はともも多く、平成18年度は約160件、
平成19年度は約210件、平成20年度も
これまで240件を超える問い合わせが
あります。また、成約件数はこれまで約
15件あります。成約者は、都心から近い

ことから二地域居住として週末利用さ
れる方や、ご夫婦で完全に本町へ移住し、
家庭菜園や写真撮影など趣味を楽しん
だり、近所付き合いも積極的にするなど、
本町での生活に満足していただいている
ようです。



〔空き家〕

定住及び二地域居住

促進制度

4

平成17年度よりスタートした制度で、町ではより多くの定住及び二地域居住の促進を図ることを目的としております。本制度では、まず住宅を新築又は購入して定住する新規転入者に対して奨励する「新築住宅建築等奨励金制度」と、対象要件を満たす住宅団地を造成した事業者に対して奨励する「住宅団地造成助成金」の2つの助成制度があります。

◇「新築住宅建築等奨励金制度」

交付条件

- (1) 町外から夫婦で転入し、住宅を新たに建築又は新築を購入(中古物件は該当外)すること。
- (2) 町民であつても富士河口湖町から転出して5年以上経過しており、UIターンして今後5年以上住むこと。
- (3) 物件の延べ床面積は50㎡以上240㎡以下であること。
- (4) 併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上に相当する部分が自己の居住である物件。

以上の全ての条件を満たしている場合

に限り、40万円の住宅取得支援をしております。(※平成19年10月1日以前に建築確認申請(購入)された場合は、30万円)
これまでの実績として、平成17年度は約10件、平成18年度は約20件、平成19年度は約30件、平成20年度においても30件以上の該当件数があり、町では助成金を支給しております。又、人数で見ますと、これまで約350人の人口増加の成果をあげております。

◇「住宅団地造成助成金」交付条件

- (1) 1区画あたりの面積が200㎡以上の連担した宅地で、4区画以上の住宅団地造成であること。
- (2) 都市計画区域内で、住宅用地を分譲することを目的とした住宅団地造成であること。
- (3) 民営の住宅建物取引業者のうち、住宅団地の造成並びに住宅の販売を業とする者であること。

以上の全ての条件を満たした場合に限り、以下の助成金を交付しております。

・住宅建設用地の造成、住宅団地内道路舗装に対する助成金

種別	助成金額
住宅建設用地の造成に対する助成金	(1,000円/㎡×分譲用地面積×1/2) 1団地40万円を限度
住宅団地内道路舗装費に対する助成金	(5,000円/㎡×舗装面積×1/2) 1団地40万円を限度

・大規模住宅建設用地の造成、大規模住宅団地内道路舗装費に対する助成

種別	奨励金
大規模住宅建設用地の造成に対する助成 (1,000円/㎡×分譲用地面積×1/2)	5,000㎡以上1団地 250万円を限度とする 10,000㎡以上1団地 500万円を限度とする 50,000㎡以上1団地 2,500万円を限度とする 100,000㎡以上1団地 5,000万円を限度とする
大規模住宅団地内道路舗装費に対する助成 (5,000円/㎡×舗装面積×1/2)	5,000㎡以上1団地 250万円を限度とする 10,000㎡以上1団地 500万円を限度とする 50,000㎡以上1団地 2,500万円を限度とする 100,000㎡以上1団地 5,000万円を限度とする

近年では、多くの自治体が競争のように移住の受け入れ施策を展開しております。富士河口湖町は都心から90分圏で通える立地条件の良さから、二地域居住を希望する問い合わせが多くあります。まずは空き家住まいからスタートさせ、その地域を知ってもらい、やがて

地域に愛着を持ち気に入ってもらい永住してもらえればと考えております。定住促進の施策については、まだまだ検討が必要な点が多々あると感じていますが、今後進めていく上で、一層の魅力あるまちづくりの推進を図りながら事業を展開していきたいと考えております。

自治
Q&A
お答えします！

Q

固定資産評価審査委員会の
審査内容について

平成二十一年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、評価額に対する審査申出の事例が増えることが予想されます。そこで、固定資産評価審査委員会(以下、「委員会」という。)への審査に関する基本的な内容について教えてください。

Q

審査申出が可能な案件はどのようなものが該当しますか？

A

平成十一年度の税制改正において、審査申出が可能な事項は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産税課税台帳に登録された価格と限定されました(地方税法第四百三十二条第一項)。固定資産税の土地と家屋の価格は、三年度ごとに評価替えをしており、基準年度(平成二十一年度)が該当で評価替えした価格は、原則として三年度間据え置かれます。そのため、審査申出上、基準年度以外の年度にお

ける価格に関する申出は、対象外とされています(同項ただし書き)。ただし、基準年度以外の年度において、地目の変換、地積の変更、新增築による価格が新たに設定された場合、また下落修正措置が行われた場合には、申出は可能となります。なお、価格以外のものは、行政不服審査法に基づく不服申立の対象となります。

【審査申出の対象となるもの(例)】

- ・ 地目が異なる。
- ・ 家屋の種別が異なる。

A

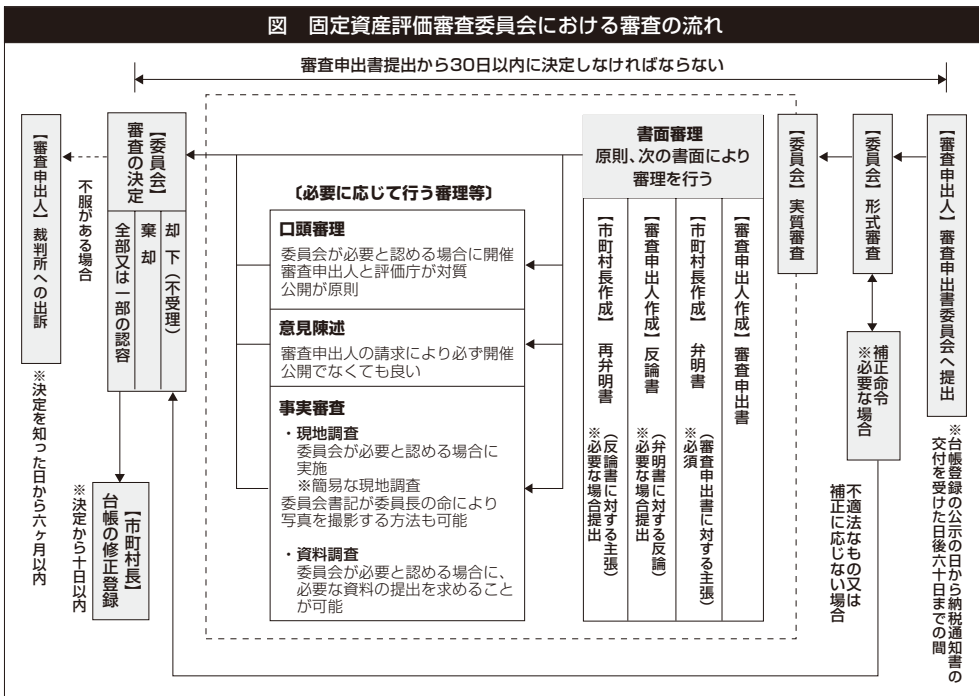
審査の流れは、概ね図のとおりとなります。

Q

審査の流れを教えてください。

- ・ 地積(床面積)が異なる。
- ・ 路線価や状況類似地区の設定の問題。
- ・ 評価方法に問題がある(画地認定や雑種地の評価方法など)。
- ・ 納税義務者該当の可否。
- ・ 非課税の適用の可否。
- ・ 課税客体該当の可否。
- ・ 住宅用地の特例やその他特例の適用の可否。

図 固定資産評価審査委員会における審査の流れ



Q 形式審査では何を審査すればよいのですか？

A 形式審査では、審査申出書が適法に提出されたものかを委員が審査します。具体的には次の内容を審査します。審査申出書が適法の場合は、「受理」、不適法の場合は「却下（不受理）」とします。

【審査内容（例）】

- ・審査申出ができる者か否か。
- ・審査申出書の提出が提出期限内であるか。
- ・審査申出が可能な事項か（据え置き年度、価格など）。
- ・記載事項に不備がないか。
- ※軽微なものを除き、申出書に補正が必要なときは、委員会は審査申出人に対して補正を命じることができま

Q 審査申出人から書面で申出内容に関する照会が提出されましたが、どのように対応すれば良いのですか？

A 審査申出人からの照会は、地方税法第四百三十三条第五項に規定されているように、次のいずれかに該当する以外は、書面で回答してください。

- ・具体的又は個別的でない照会。
- ・既にした照会と重複する照会。
- ・意見を求める照会。
- ・回答するために不相当な費用又は時間を要する照会。
- ・当該審査を申し出た者以外の者が所有者である固定資産に関する事項についての照会。

Q 意見陳述と口頭審理の違いを教えてください。

A 意見陳述は、審査申出書や反論書を補完するためのもので、審査申出人の請求があれば、必ず行わなければならない。意見陳述を行う際には、必ずしも公開しなくても構いません。なお、口頭審理を行う場合は、意見陳述の機会を口頭審理に置き換えることも可能です。

一方、口頭審理は、委員会が必要と認める場合に行われます。口頭審理では、審査申出人と評価側が対質により審理を行うこととされ、必ず公開で行わなければならない。また、審査申出人が出席に応じない場合は、口頭審理が成立しませんので、その際は自己の主張を放棄したものと判断することとなります。

Q 審査の決定にはどのような決定があるのですか？

A 決定には、「却下」、「棄却」、「認容」の三種類があります。

【却下】 申出書の提出が不適法な場合に不受理とする決定のことです。

【棄却】 審査申出に理由がないものとして、原処分を認める決定のことをいいます。

【認容】 審査申出に全部又は一部に理由があるものとする決定で、決定後、市町村長は、価格等の修正をしなければならない。

なお、委員会の決定に対して不服がある場合には、市町村を被告として、決定を知った日から六ヶ月以内に決定の取消の訴えを提起することができます。

Q 審査の結果、価格が高くなってしまった場合はどのように取り扱うのですか？

A 行政不服審査法第四十条第五項に規定される「不利益変更禁止の原則」が、地方税法でも同様の扱いであると解されますので、当初

の市町村長の登録価格以上の決定はできません。そのため、登録価格を認めた上で、審査の申出を棄却します。

Q なぜ三十日間で決定をくださなければならないのですか？

A この規定は一種の訓示規定と解されていますが、「簡易、迅速に納税者の権利救済を行うこと」を目的とする行政救済制度の一環をなすものという最高裁判例もあること

から、可能な限り三十日以内に審査決定をする努力を行わなければならない。

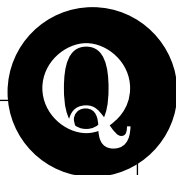
仮に、決定が遅れる場合には、審査申出人の理解を求めることが必要です。

最後に、審査の過程において、不適切な対応・処理を行うと、それ自体が訴訟の理由となる場合がありますので、慎重かつ丁寧な対応を心がける必要があります。

要があります。そのためにも、委員会の窓口には審査申出書の用紙やその記載例、審査申出の対象となる事例を備え付けるなど、事前の準備が大切です。

【参考文献】

- ・塚田功著「固定資産税の審査申出とその対応のすべて（三訂版）」（株）ぎょうせい、平成十八年
- ・（財）資産評価システム研究センター編「詳解 固定資産評価審査委員会制度 平成16年改訂版」（株）ぎょうせい、平成十六年
- ・固定資産税務研究会編「平成20年度版 要説固定資産税」（株）ぎょうせい、平成二十年



第三セクター等改革推進債について教えてください。

【第三セクター等改革推進債の概要】

平成21年度地方債計画において、第三セクター、地方公社及び公営企業（以下「第三セクター等」という。）の整理又は再生に伴う債務処理を円滑に実施できるよう、第三セクター等改

第三セクター等改革推進債の概要は次のとおりです。

◇対象となる経費

- 第三セクター等の整理又は再生を実施する上で債務処理のために特に必要となる経費
- 第三セクター及び地方住宅供給公社の法的整理等に伴い実行される損失補償に要する経費
- 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は一部事業廃止に伴い実行される債務保証等に要する経費
- 公営企業の廃止に要する経費

◇対象年度

5年間の時限措置（平成21年度～25年度）

◇利子分に係る財政措置

発行に係る地方公共団体の利子負担額については、必要に応じて特別交付税措置の対象とする。

革推進債が創設されることとなりまし

た。（そのため、地方財政法の附則に地方債の特例規定を置くための改正を行うこととなっております。）

【第三セクター等改革推進債創設の経緯】

そもそも第三セクター及び地方公社の改革につきましては、新地方行革指針（地方公共団体における行政改革推進のための指針（平成17年3月））により、統廃合や民間譲渡等既存法人の見直しを進めるとともに、監査体制の強化や情報公開等、更なる経営改革に積極的に取り組むこととされているところです。

また、平成20年度から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「地方公共団体財政健全化法」という。）の健全化判断比率の公表等に関する規定が

施行されました。この健全化判断比率の

一つである将来負担比率には第三セクター等の負債・債務のうちの一定部分が反映されることから、その算定を通じて個々の第三セクター等の経営状況についても明らかにすることとなりました。

このような状況の下、政府の「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになつた第三セクター及び地方公社の経営改

革を進めることとされ、平成20年6月30日付で自治財政局長通知（第三セクター等の改革について）が発出されました。その通知では、経営が著しく悪化した第三セクター及び地方公社について、平成20年度までに外部専門家等で構成される「経営検討委員会」を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」を策定するなど、集中的な取り組みを行うことが要請されています。

さらに、地方行財政制度の抜本的改革の進展を前提とした債務調整を導入する際の課題や地方公社及び第三セクターの資金調達に関する課題について検討を行うことを目的に、平成19年1月に設置された「債務調査等に関する調査研究会」が平成20年12月5日にとりまとめた報告書（第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書）では、地方公共団体財政健全化法

【各地方公共団体に求められること】

このような状況から、各地方公共団体には、現在行っている第三セクター等の事業の意義、採算性等について改めて検討の上、事業継続の是非を判断するとともに、事業を継続する場合に

◇その際、次の点に留意することが必要です。

(1) 第三セクターについては、実質的に経常赤字である等経営状況が悪化したものが見受けられるが、借入金について損失補償を行っている法人の解散又は事業の再生を行う場合に必要となる一定の経費に限って地方債の対象とすることを予定しているため、これらを踏まえた検討を行うこと。

(2) 土地開発公社については、地方公共団体の依頼に基づいて取得した土地の長期保有や土地の造成事業における地価の下落等により、経営状況が悪化している公団が見受けられるが、公社の解散又は業務の一部の廃止を行う場合に必要となる一定の経費に限って地方債の対象とすることを予定しているため、これを踏まえた抜本的な改革を検討すること。

(3) 地方公営企業については、地方公営企業を廃止する場合に必要となる一定の経費に限って地方債の対象とすることを予定しているため、まず、現在供給しているサービス自体の必要性について検討し、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。事業を継続する場合であっても、指定管理者制度、地方独立行政法人制度、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。

の全面施行を機に、地方公共団体は主体的かつ早期に第三セクター及び地方公社の抜本的改革に取り組みむべきとしたうえで、その改革を推進するため、事業の整理又は再生を実施する上で、特に必要となる経費については、地方債の対象とすべきとされました。また、地方公営企業についても第三セクター及び地方公社に準じた抜本的改革に取り組みむべきとされました。

これらを受け、地方公共団体が地方公共団体財政健全化法の全面施行から5年間で第三セクター、地方公社及び地方公営企業の抜本的改革を集中的に行えるよう、地方財政法を改正し、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続きを経て地方債の対象とすることができることにする特例措置を創設することとなったものです。

あつても、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入を行うなど、存廃を含めた抜本的改革に積極的に取り組むことが求められています。

～人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府～ 平成の合併を経て

甲府市企画部地域政策室

はじめに

本市は、明治22年（1889年）に市制が施行され、今年で120周年を迎えます。全国で34番目、関東では東京、横浜、水戸に次ぐもので、当時の人口は3万1千人余りでした。以後、戦前の昭和12年と17年、戦後の昭和24年と29年の合併によって市域を順次拡大してまいりましたが、昭和29年から50年以上にわたって市域の変更はありませんでしたが、3年前の平成の合併により中道町と上九一色村の北部が新たに甲府市に加わり現在の市域になりました。

この合併は、中道町と上九一色村との三市町村によるものでしたが、合併に至るまでの道のりは決して平坦ではなく紆余曲折を経て、ようやく成し得たものでした。

四市町村による 合併協議

まず、平成14年に旧合併特例法の改正から県下に高まった合併気運により、甲府市・中道町・芦川村・上九一色村の四市町村による合併協議が行われ、同年10月に四市町村法定合併協議会の設立総会及び第1回合併協議会が開催され合併に向けての協議が始まり、協議会においては、新市建設計画等について平成16年4

月までの間に9回にわたり検討・協議されました。

このような中で、中道町においては町長選挙が実施され、合併を推進する候補者と合併の是非について再検討する候補者とで、町を二分する選挙となり、その結果、合併協議を再検討する候補者が町長となり、合併の休止を求める声が高まるとともに、平成15年11月に町が行った住民投票の結果では、「甲府市等との合併に賛成する」得票が、「東八代地域（笛吹市）との合併に賛成する」得票を下回る結果となったことから、同町から「合併協議会から脱退したい」との申し入れがありました。同年12月3日の第8回合併協議会では、中道町の脱退について承認され、また、甲府市、芦川村、上九一色村は、合併の是非について各市村議会と十分協議した上で、次回の協議会において、その意見を集約することとしました。

中道町の脱退を受けて、上九一色村及び芦川村においては住民説明会が開催され、上九一色村では、「飛地となっても合併協議の継続を望む。」一方、芦川村では、「飛地となり合併は困難であることから、合併協議会を解散することとし、合併協議会から脱退する。」との意見集約がな



されました。

平成16年4月の第9回合併協議会において、芦川村も協議会から脱退することとなったため、平成16年6月30日をもって甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会は解散することとなりました。

2回目の合併協議

旧合併特例法の適用期限が迫った平成16年12月に、中道町は、最終の方向性を見出すべく住民意向調査を実施したところ、「甲府市との合併」が多数であったため、笛吹市との合

併を断念し、再度甲府市との合併を目指すこととなりました。翌年1月には中道町と上九一色村から、甲府市に対して合併特例法適用期限内の合併についての申し入れがありました。これらを受け、甲府市・中道町・上九一色村の三市町村は平成17年2月2日、法定合併協議会を設置（第1回合併協議会開催）し、新たな枠組みで再スタートを切ることにとなり、同年2月28日には合併協定調印式が開催されました。

以後、合併協議会は平成18年2月17日まで1年間で9回の合併協議会を重ね、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、

地域審議会の取扱い等の基本事項（18項目）、事務事業の一元化に関わる項目（18項目）及び新市建設計画に関わる項目など計37項目について検討を行い、平成18年3月1日には、中道町と上九一色村の編入合併と同時に新甲府市が誕生しました。

この合併は、昭和の合併により誕生した中道町が51年でその歴史に幕を閉じ、上九一色村が全国で唯一の分村合併を行い、北部は甲府市へ南部は富士河口湖町へと分かれるものであります。

第五次総合計画

合併後の本市を取り巻く状況は、少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来、循環型社会への転換、地方分権の推進など行財政運営の大きな変革期を迎えていました。このような状況を踏まえ本市では、本市のまちづくりの基本方向（都市像）を「人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府」とした「第五次甲府市総合計画」を平成18年6月に策定しました。

この第五次総合計画は、平成18年度から27年度までの10年間の市政運営の

指針であり、計画の策定に際しては、審議会の委員25名の中に中道町・上九一色村からも合併協議会の代表として2名の参加をいただき、合併後の本市の都市像に貴重なご意見をいただいたところであります。

平成20年度は、この第五次総合計画の第3次実施計画年次であり、都市像実現のため総合計画に位置づけた「構想推進の考え方」と「基本目標」を基調に、財政と事業評価を連動させた実効性の高い事業執行と市民の皆さまとの協働によるまちづくりに取り組んでいくところです。

合併後の中道・上九一色の両地区には、法定の地域審議会を平成18年5月に設置し、以後、審議会は年3回の審議を重ねながら新市へ移行後の当該地区の課題や問題点等を地域の住民目線で真剣に議論し、より良い地域への発展を目指しております。

最後に

昨年9月以降の米国の金融危機から端を発した世界的景気後退が、我が国の実体経済に極めて重大な影響を及ぼしており、国内景気の急速な後退により、自治体は、これまで以上の厳しい財政運営を強いられ、安定的な行政運営を維持するため、さらなる行財政改革を進めていくことが求められています。

一方で、低迷する地域経済の活性

化を図るとともに、市民が暮らしやすいまちづくりや多様な主体によるまちづくり、心がかよう地域コミュニティの再生など、生活者の視点に立った施策の積極的な展開が大きな課題となっております。

こうした中、本市は山梨県の中核都市としての責任と誇りを改めて認識するとともに、広域的な視点に立ち、県内外の自治体や企業、民間組織など、様々な主体との連携を深める中で、さらなる地方分権に対応できる行財政基盤の確立を目指し、都市機能の充実を図るとともに、現下の厳しい経済状況を踏まえ、市民生活を守る取り組みを進めています。

そのために、不断の行財政改革に力を注ぎ、健全な財政運営に努め、第五次甲府市総合計画に基づく事業を着実に推進するとともに、選択と集中による重点施策の取り組みをさらに進めてまいります。



F がんばっています。

i g h t

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



商工総務課
田中 裕二
(都留市)

本年4月から交流派遣職員として、都留市から商工総務課に配属となってから早くも1年が過ぎようとしており、異動日の前日にスーツと定期券を駆け込みで調達していたのもつい先日の事のように感じられる今日この頃です。

遠距離通勤はツライですが、電車で寝るのは意外にも快感であり、道端の猫ちゃんにも癒されますので、捨てたものじゃありません。

当初は、職場環境の変化やシステム等に戸惑いでしたが、周囲の皆さんに温かいご指導をいただき、氷塊がゾワリと解けてゆくような感覚を覚えつつ、現在では充実した県庁生活を過ごさせていただいています。

当課では、県内経済の核となる中小企業団体中央会、やまなし産業支援機構等の商工団体や、中小企業等協同組合の指導等を担当しています。この不況の中、県内経済活性化のためには、行政と中小企業や各商工団体が力を合わせて頑張ることが必要だと認識しています。

また、従来からの県と市町村との交流派遣を通して、たくさんの人達が知り合いとなっており、交流派遣は大変有意義だと思います。

残り1年間となりましたが、これからもたくさんのお事を吸収し、この経験を都留市で活かしたいと思います。



道路整備課
吹野 裕一
(南アルプス市)

この4月より南アルプス市から県土整備部道路整備課に配属され、早いもので1年が過ぎようとしています。

当初緊張と慣れない環境で、戸惑いもありましたが、周囲の方々からの温かいご指導により、徐々に仕事にも環境にも慣れてきたところです。

現在は、地方道担当として市町村道国庫補助事業に関する業務や道路に関する調査などの業務に携わっています。補助事業の制度や事業の流れなど、学ぶことが非常に多く、大変勉強になっています。

また、県職員の方々や各市町村道路担当の方々とも接する機会も多く、交流を深める貴重な機会となっております。

このような機会に、山梨県庁に來させていただき、様々な面でプラスになっております。

今後も県職員の方々や他市町村の方々とも交流を深めていき、少しでも多くのことを吸収し、この経験が南アルプス市に戻ってから活かせるように、頑張っていきたいと思っています。

今後ともよろしくお願いいたします。



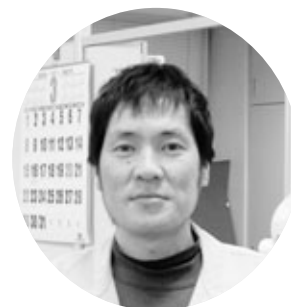
医務課
舟久保大祐
(富士吉田市)

昨年の春より富士吉田市から人事交流ということで、福祉保健部医務課に配属になり、早いもので一年が過ぎようとしています。当初、環境の変化や事務量の多さに圧倒されましたが、職場の上司の方々から温かいご指導をいただき、現在とても充実した日々を過ごしています。

私が主に担当しているのは、医療行政の企画立案に際し基礎的な資料となる厚生統計の取り纏め業務、県民の皆様からの医療等に対する相談、また、医療機関に対する立入検査(主に医療安全関係)についてもお手伝いさせていただいています。

厚生統計において、近年、本県の周産期死亡率は5年連続で低下しており、平成19年には、全国最低(最良)となっています。これは、定期的な妊婦健診による胎児の状態の把握や総合周産期母子医療センターを中心とした県内の分娩医療機関の連携による緊急時の搬送体制が確立しているためと思われる。このように、厚生統計の結果からは山梨県の様々な姿が見えてきます。

派遣期間も残り一年となりましたが、これまで以上により多くのことを学び、ここで経験したことを富士吉田で生かせるよう、残りの貴重な日々を大切に過ごしていきたいと思っています。



富士・東部建設事務所
渡辺 大輔
(富士河口湖町)

私は平成20年4月に富士河口湖町役場から、山梨県富士・東部建設事務所吉田支所河川砂防管理課に出向している渡辺大輔と申します。吉田支所での主な仕事の内容としましては河川砂防担当として、吉田支所管轄区域内にある河川の改良事業や砂防事業の実施に伴う設計、測量、工事等の発注や監督等の仕事を行っています。日常の業務については山梨県では文書の起案や設計・測量・工事の発注に伴う一連の作業等のほとんどが電子処理となっており、今までとは勝手が違っていましたので、簡単な事務処理をするにも苦労していましたが、その中で職場の方々の丁寧な指導や助言等をもらうことができ、たいへん感謝しています。今後は残りの出向期間でさらに多くのことを学び、吸収しながら町に戻った際には今の職場で学んだことを活かしながら地域に貢献できるように頑張っていきたいと思っています。



観光振興課

志村 大介
(甲府市)

甲府市から観光振興課へ配属され、早いものでもう1年が過ぎようとしています。

当初は、職場環境の変化や今までに経験したことのない「観光」という仕事に戸惑いと不安もありました。しかし、そんなことを思う間もなく、配属された初日には、全国のJRグループ6社と協働した「山梨デスティネーションキャンペーン」が始まり、そこから忙しい毎日を送っております。

私が所属している観光振興課宣伝担当では、山梨県の魅力を全国に向けて発信するための観光宣伝事業を中心に行っております。特に、今年度は既に述べました「山梨デスティネーションキャンペーン」(H20.4~6)というJRグループと連携した国内最大規模の観光キャンペーンや、中日本高速道路と初めて行った「めぐる! 山梨『速旅』キャンペーン」(H20.10~H21.3)、さらに今春からは昨年に続きJRとの「花と名水 美しい山梨」キャンペーン(H21.4~6)と、官民協働の大きなキャンペーンが続きます。

「観光は受身では駄目だ! 常に、攻めていかないといけない」。これは職場の上司が常々口にしている言葉です。つまり山梨県をPRしていくためには、観光客が目を向けるような仕掛けづくりを行うとともに、地域で取り組んでいる小さなことまで情報を掘り起こし、これらを集約して旅行会社や観光客に強力に売り込んでいく。継続して実施するキャンペーンもこの言葉に象徴されていると思います。

最近の経済情勢から、観光分野も非常に厳しい戦いが続くと思われるのですが、こんな時だからこそ「攻めの観光」で進む山梨県観光部。私は、そんな観光部の一員として職務を遂行できることに喜びを感じております。

最後になりますが、観光振興課をはじめ、関係各所属の皆さま、そしてこのような貴重な機会を与えてくださいました方々に感謝するとともに、残された期間で少しでも多くのことを学び、今後の職務に活かせるよう精一杯努力してまいりたいと考えております。



福祉保健総務課

笹本 正和
(甲州市)

平成20年4月より福祉保健部福祉保健総務課に配属になり1年が経過しようとしているところです。初年度を振り返ってみますと、事務の進め方やシステムに慣れることに精一杯で気持ちに余裕が無く、不安で自信の持てない日々を送るなか、それでも同じ担当や課員の皆様に励まされ何とか過ごした1年間だったという気がします。

所属している担当は、「地域福祉の推進」「社会福祉事業団体・社会福祉法人の指導認可」を主たる業務としています。このうち私が担当している業務は、寄附行為やホームレス対策、社会福祉法人の定款変更認可申請や補助金関係等です。「社会福祉法人」は県が認可指導する団体であるため、市では業務として関わりがあっても直接の指導対象とはなっておりません。県に派遣されて来なければ出来なかった業務であり、市職員としては非常に貴重な経験を得ていると感じています。

残り半分となった派遣期間ですが、2年目に入るわけですから少しは気持ちにゆとりを持ちたいと考えています。広い視野と目的意識を持って業務に取り組み、必要性や効果を意識して行こうと思います。結果として、市に戻った時に成長が実感できるよう頑張りたいと思います。



総務部市町村課税政担当

篠原振一郎
(北杜市)

平成20年4月より北杜市役所から総務部市町村課税政担当に研修生として派遣され、あっという間に研修期間の1年間が経とうとしています。

市町村課への研修制度は、平成18年度を最後に一旦は終了していましたが、今年度から復活いたしまして、今年度は私を含め4名が研修生として市町村課でお世話になりました。

派遣される以前に、過去の研修を経験された諸先輩方から経験談を聞かされておりましたので、派遣当初は恐縮しながら業務にあたっていました。上司も含めまして周りの職員の方々が大変優しく接して頂いたおかげで、なんと1年を乗り切ることができました。

私の仕事は、固定資産税を担当させて頂きました。普通交付税算定のお手伝いから始まり、概要調書、交付税検査など様々な経験をさせて頂きました。また、課では研修生向けの研修会も開催して頂き、市町村課全般の仕事について講習を受けることができました。

仕事の中では、特に今年度は派遣当初から、平成20年度の税制改正法案が1ヶ月遅れたことから、法律の施行日であり、条例の施行日でもある4月30日は、夜半まで居残ったのを記憶しております。また、交付税検査では、市職員としては、なかなか訪れることのできない他市町村へ伺うことができ、貴重な体験をさせて頂きました。

最後になりますが、市町村課の皆様、市町村の職員の方々には、この一年間大変お世話になりました。この場をお借りしまして感謝申し上げます。また、今後ともよろしくお願いたします。



財政担当

河島 武彦
(笛吹市)

平成20年4月より、笛吹市から総務部市町村課財政担当としてお世話になっております河島武彦です。

聞きなれない財政用語から始まった研修生生活、日夜続く決算統計の集計作業やエクセル・電卓を使い続けた日々も卒業目前のところまでとなりました。

私は市町村普通会計予算・決算等の調査、教育社会福祉施設の地方債などを主な業務としておりました。また最近では、定額給付金事業に関わる業務もさせて頂きました。

07年自治体財政健全化法が成立し、昨年度の決算から指標等の算定が行われることと同時に財政状況の公表も行われ、地方自治体の財政運営に力ける努力などを窺い知ることもできました。

今の社会は「持続可能な社会(サステナブル)」という言葉が頻繁に使われるように、地方自治においても、市町村の行政運営においても、『職員自ら 汗をかき、知恵をだし、行動すること』という時代に突入しております。

この研修生生活におきまして、日々の県職員の仕事に対する姿勢やチャレンジ精神など、これまでにない実体験に触れることができました、一つでも多く『自分のもの』としたいと思っております。

最後に、H20年度ご指導頂きました市町村課の皆様、情報提供など頂きました県庁内各部署の皆様、各市町村財政担当者の皆様など、この誌面から御礼申し上げます。

メールマガジンによる住民サービス

安心・安全な

まちづくりをめざして

山梨県市町村総合事務組合
電子自治体推進室

主任 岸本 亮介

はじめに

近年、情報通信機器を駆使した各種技術や製品が数多く誕生し、不況下にあった日本経済の牽引役としてここ数年の経済成長を支えてきました。しかし、昨年のアメリカ発世界同時経済不況の発生により、日本国内、とりわけ地方公共団体においても、新たなIT投資の見送りやITコストの削減が求められる等、非常に厳しい現実に直面しています。

また、不安定な社会を写し出すような事件や事故が日本各地で起きる中「安心・安全なまちづくり」は、地域コミュニティーを創造する上で非常に重要な課題となっています。

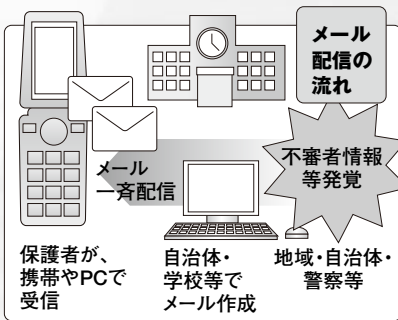
こうしたなか、「安心・安全なまちづくり」に貢献できるツールとして、電子自治体推進室で取り組みを推進している「やまなしネット」や「メールマガジンシステム」が活用され始めています。

「やまなしネット」や「メールマガジンシステム」とは

もともと、メールマガジンシステムは、電子申請

システムや施設予約システムを中心とした「電子申請受付共同事業」の付随サービスとして設けられました。そのため、サービス開始当初はメールマガジンシステムの利用は低調な状況でしたが、平成18年度利用促進モデル事業として、甲斐市において「甲斐っ子安心メール事業」が試行され、安心・安全メールマガジン「甲斐っ子安心メール」の配信が市内の2校、保護者約500名を対象にスタートしました。当事、不審者による声掛け事件等が発生したこともあり、子どもの安心・安全につながる情報を直接保護者の携帯電話へ送信できることが、これまでにない住民サービスのツールとして重要視されたことにより、

その翌年には、同市の全小中学校16校においてサービスが開始され、現在約4、000名の保護者の方に配信登録をしていただいている状況です。



メールマガジン活用の可能性

携帯電話やパソコンの電子メールを通じて不審者情報や防災情報、防犯情報等を一斉に配信し、情報を共有することによって、事件・事故を未然に防ぐ地域住民、行政、各団体、各組織が一体となった「安心・安全なまちづくり」の取組みとして活用することができます。

主な活用方法として次の例を挙げることができます。

- ① 防災を目的としたメルマガ
 - ・ 地区消防団員の緊急招集
 - ・ 火事発生時に地区消防団員へ緊急の招集メールを配信。一斉送信することで迅速に必要な事項を伝達できる。
 - ・ 地域の防災情報提供
 - ・ 災害による危険箇所や被害状況を配信。防災行政無線で流す情報を、昼間、仕事などで町外に出ている人にも携帯電話でメールで配信できる。
 - ・ 防災への意識付けと危機管理の情報共有
 - ・ 聴覚障害者への伝達手段としても有効である。
- ② 防犯を目的としたメルマガ
 - ・ 地域の不審者情報提供

(自治体、学校、警察、家庭の協働)
リアルタイムの不審者情報の配信による地域防犯活動の推進につながる。

③コミュニケーションを目的としたメルマガ
学校のクラス連絡網

・学校、変更事項の連絡等を配信できる。

・学校、保護者、子どもをつなぐ新たなコミュニケーションツール

・学校単位の安心安全メールを配信できる。

④地域情報の配信を目的としたメルマガ

・自治体のふるさと情報提供

自治体出身者へふるさと情報を配信できる。また、広報・HP以外のもう1つの情報の伝達手段として利用できる。

・自治体職員の緊急招集

職員向け緊急招集メールの配信や連絡。

消防団メール同様に、

自宅に居なくても、

一斉送信することで

迅速に必要な事項を伝

達できる。

このように、メールマガジンシステムは定期的なメールマガジンによる情報提供から、リアルタイムで対応する緊急メールまで幅広く活用することが可能なシステムとなっています。



メールマガジンの種類と受信登録の方法

本システムによるメールマガジンを発行する場合、次の4つのパターンから選択することができます。

・利用者ID登録が必要な記事公開型メルマガ
・利用者ID登録が必要な記事非公開型メルマガ
・利用者ID登録が不要の記事公開型メルマガ
・利用者ID登録が不要の記事非公開型メルマガ
一般的にメールマガジンから、記事を非公開にすることに限定したメールマガジンまで対応しています。
なお、配信希望の利用者登録については、住民が直接配信希望申込みをすることができ、職員側でメールアドレスを一括登録することも可能です。また、来年度には非公開のメールマガジンにおいても、利用者側へ登録用URLをお知らせすることにより登録できるように改修し、住民の利便向上を図る予定です。

メールマガジンの活用事例

現在、実際配信されている県内のメールマガジンとしては次のようなものがあります。

◆「ふじの風」(富士河口湖町)

町行政のホットな話題と町での各種出来事、町長の週間予定等を配信

◆「北の杜マガ」(北杜市・林政課)

市が行う林業施策の情報や、国や県の施策などの情報を配信

◆「甲府市防災防犯メルマガ」(甲府市)

防災情報及び防犯情報などをお知らせ

◆「ふれあい文化館だより」(甲斐市)

双葉ふれあい文化館ホールの催物情報を配信

◆「甲斐っ子安心メール」(甲斐市)

市内の小中学校全16校で、保護者を対象に安心安全情報を配信。学校・学年クラス毎で対応可能

◆「子育て情報たちメール」(山梨市)

子育て情報や子育て講座の開催等を配信

◆「消防団員連絡用メール」(山梨市)
火事発生時に地区消防団員へ詳細等をメール配信

◆「富士吉田市安心安全メールマガジン」
(富士吉田市)

不審者情報や防災行政無線の内容をお知らせ
他、職員採用試験情報メルマガ、山梨の統計情報等も発行されています。

おわりに

「電子申請受付共同事業」の付随サービスとして設けられたメールマガジンシステムですが、昨今の地方公共団体の課題の解決の手段の一つとしての可能性を秘めていると考えます。しかし現在の利用実績を見ると十分に活用されているとは言えません。電子自治体推進室ではこのメルマガに関して、市町村の担当者、学校関係者、消防の関係者などに積極的に取り組んでいただきたいというお願い・周知をしています。また、携帯電話の「QRコード」(2次元バーコード)を活用することで、携帯電話からも簡単に受け付けることが出来る事をアピールしています。

現在の厳しい社会情勢の中、各自治体は無料で利用できる「メールマガジンシステム」をどのように活用していきけるかを検討し、最大限に利用していただきたいと考えます。

また、電子自治体推進室としては、今後もメールマガジンシステムを含む電子自治体の更なる推進を図ることで住民サービスの向上につなげて行きたいと考えています。

へやまなしくらしねっと

<https://www.e-tetsuzuki99.com/>

cap-pj/yamanashi/index.aspx

市町村 振興協会たより

全国建設研修センター研修受講経費助成制度を創設

本協会では、これまで市町村職員の人材育成に資するため、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）〔千葉県千葉市〕並びに全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）〔滋賀県大津市〕の研修受講に対し助成措置を講じて参りました。（研修経費の1/2・特別セミナー全額助成）

平成21年度からは、両アカデミーの助成制度に加え、建設事業に携わる市町村職員の知識・技術向上を図るため、(財)全国建設研修センター〔東京都小平市〕の研修受講に対する助成制度を創設しました。

今後、全国建設研修センターの研修受講について積極にご活用いただけますようお願いいたします。

○(財)全国建設研修センター研修の特色

・時代に即した研修と充実した講師陣

時代のニーズに即した実践的な研修を用意しています。講師は、国土交通省等の施策担当者、大学教授、第一線で活躍されている民間の専門技術者などです。

・演習・討議・見学を効果的に採り入れたカリキュラム

行政の最新動向、最新技術を採り入れた専門的かつ体系的な講義のほか、演習、事例研究、グループ討議、現地見学などを組み合わせ、研修効果をあげています。

・スキルアップに加え相互啓発効果

宿泊を共にすることにより、同じ目的を持つさまざまな機関の人たちとの交流を通じ互いの向上心を刺激、スキルアップに加え相互啓発効果をあげています。

・国・自治体・民間が研修を積極的に活用

職員研修、社員教育など、人材育成目的に応じ当センターの研修が活用されるとともに、情報収集の機会としても利用されています。

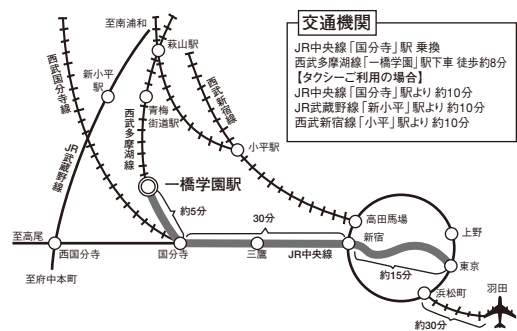
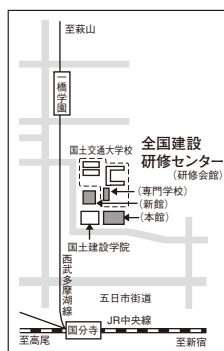
・半世紀にわたる実績

1962年全国知事会の出捐により設立、その後、全国市長会及び全国町村会の要請を受け施設を拡充しました。自治体、民間団体、その他機関から厚い信頼を得ています。

※平成21年度研修計画については、(財)全国建設研修センターホームページ(アドレス; <http://www.jctc.jp/>)を参照願います。

○研修受講経費に対する助成制度

本協会では、研修に要する経費（研修会費及び宿泊費（研修前日の宿泊費を含む。））の2分の1の額を助成します。



問い合わせ (財)山梨県市町村振興協会 TEL 055-237-3153 FAX 055-237-5788

はつらっ!!

市町村職員

山中湖村役場 税務課

天野 雅仁 さん

Masahito Amano



私は、平成20年4月に山中湖村役場に採用され、税務課に配属されました。

主な業務は、窓口や電話対応、税金の入金消込業務などです。税金を取扱う業務なので、少しでも間違った処理ができないという緊張感を、一年たった今でも強く感じています。

また、税金を徴収する関係上、多くの滞納される方々にお会いしました。それぞれの事情を考えると同時に、公務員として公平・平等に税の徴収をしなければならないため、厳しい対応をしなければならないときもあります。

最近では、税金に関する情報が簡単に入手できるようになりました。職員として、より詳しくより正確な知識が必要であると思います。毎日が勉強ですが、知らない事をそのままにせず、一つ一つ理解することが大切だと思います。

まだ駆け出しで分らないことも多々ありますが、住民により満足して頂けるように日々努力したいと思います。

AFTER NOTES

編集後記

今回の特集では「移住・交流によるまちづくり」を取り上げましたが、掲載をしました県をはじめ各市町等の取組みが、今後の検討の一助となれば幸いです。

また、大変お忙しい中、執筆をいただきました皆さんには、心から感謝を申し上げます。

住基カードが無料で取得できます!!

無料期限は平成23年3月31日まで。交付申請はお早めに!!

住基カードで、こんなことができます!!

- 電子証明書の取得によりインターネットによる行政手続きの申請ができます
- 公的な身分証明書として利用できます(写真付き住基カードのみ)
- 市町村が行う独自のサービスが受けられます
- 転入転出の手続きが簡単になります
- 平成24年秋に現職予定の新独立両書院で、両書院利用カードとしてのサービスが開始される予定です!!

住基カードに関する詳しい内容は、下記をご覧ください。
 山梨県 <http://www.pref.yamanashi.jp/shichoson/juki-card.html>
 総務省 <http://www.soumu.go.jp/o-gyousei/daiyo/>
 住民基本台帳カード総合サイト <http://juki-card.com/index.html>

住基カードの申請に関する詳しい内容は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

住基カード

市町村において交付される「住民基本台帳カード(住基カード)」が、平成23年3月31日まで無料で取得できます。

この機会に是非、身近で便利な「住基カード」を取得してください。

交付申請の方法等は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

【住基カードで、こんなことができます】

- ◆電子証明書の取得によりインターネットによる行政手続きの申請。
- ◆公的な身分証明書としての利用(写真付き住基カードのみ)。
- ◆市町村が行う独自のサービスが受けられる。
- ◆転入転出の手続きが簡単に。